

管路内調査工標準仕様書

令和8年4月

東京都下水道局

目 次

第1章 総 則

1. 1	適用範囲及び一般事項	1
1. 2	用語の定義	1
1. 3	監督員の権限	5
1. 4	疑義に対する協議等	5
1. 5	設計図書の照査	5
1. 6	調査等に対する協力	6
1. 7	設計図書の変更等	7
1. 8	作業の一時中止	7
1. 9	警報発表時の作業中止	7
1. 10	契約解除権の行使に伴う措置	8
1. 11	履行期間変更	8
1. 12	履行報告及び提出書類	9
1. 13	情報共有システムの活用	9
1. 14	日雇労働者の雇用	9
1. 15	環境対策	10
1. 16	諸法令等の遵守	11
1. 17	官公署等への手続等	13
1. 18	情報セキュリティ対策	14
1. 19	作業の着手	14
1. 20	準備作業	14
1. 21	管路内調査工計画書	15
1. 22	作業説明	15
1. 23	現場体制	15
1. 24	作業の下請負	16
1. 25	成果の所有等	16
1. 26	不当介入に対する通報報告	16
1. 27	工程管理	16
1. 28	完了	17

1. 29	個人情報に関する取扱い	17
1. 30	その他	18

第2章 安全管理

2. 1	一般事項	19
2. 2	作業中の安全対策	20
2. 3	交通安全管理	22
2. 4	交通誘導警備員の適切な運用	23
2. 5	歩行者通路の確保	24
2. 6	事故時の措置及び報告	24
2. 7	雨天時における安全管理の対策	25

第3章 調査工

3. 1	一般事項	26
3. 2	本管テレビカメラ調査（共通事項）	28
3. 3	本管テレビカメラ調査（ミラー方式）	29
3. 4	本管テレビカメラ調査（ミラー方式以外）	30
3. 5	目視調査	31
3. 6	人孔調査	32
3. 7	ます調査	32
3. 8	取付管テレビカメラ調査及び簡易取付管テレビカメラ調査	33
3. 9	判定基準	33
3. 10	展開図化及び判定作業	34
3. 11	管きよ検査診断支援システム	34
3. 12	成果図書	35

提出書類一覧

提出書類一覧	43
--------	----

附則

附則－1 管路内調査工計画書記載要領	65
--------------------	----

附則－ 2	作業記録写真撮影要領	72
附則－ 3	雨天時における安全管理の対策	75
附則－ 4	管路内調査工成果図書作成要領	76
附則－ 5	電子媒体化作成要領	81
附則－ 6	光ファイバーケーブル敷設箇所における工事等の事前協議	82

参考

様式－ 1	本管用管路内調査集計表	85
様式－ 2	展開図帳票	86
様式－ 3	取付管用管路内調査集計表	87
様式－ 4	人孔用調査集計表	88
様式－ 5	ます用調査集計表	89
様式－ 6	本管用調査記録表(ミラー方式以外)	90
様式－ 7	取付管用調査記録表	91
様式－ 8	人孔調査記録表	92
様式－ 9	公共ます調査記録表	93
別表－ I	管渠検査診断支援システムによる診断・補正経過記録票	94
別紙－ I	ミラーカメラによる管路内調査「異常箇所診断、補正経過記録票」 作成要領	95
別紙－ II	成果品作成フロー	96
別紙－ III	異常箇所診断、補正経過記録票(例)	97
	作業請負契約書	98

第1章 総則

1. 1 適用範囲及び 一般事項

1 適用範囲

この管路内調査工標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する下水道管路内の調査（以下「作業」という。）に適用する。

2 仕様書の適用

受注者は、作業の実施に当たって、契約書（作業請負契約書及び約款）及び設計図書（仕様書、図面及び質問回答書）（以下「契約図書」という。）に従って行う。

なお、設計図書に定めのないものについては、当局の土木工事標準仕様書（以下「土木工事標準仕様書」という。）及び「管路内清掃工標準仕様書」に従う。

また、受注者はこれら監督、検査（完了検査、既済部分検査）に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15（監督又は検査の方法）第1項及び第2項に基づくものであることを認識しなければならない。

3 優先事項

契約書に添付されている特記仕様書及び図面に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。

4 設計図書の不整合

特記仕様書と図面との間に相違がある場合又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受注者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。

5 S I 単位

設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。

1. 2 用語の定義

1 監督員

監督員とは、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理若しくは、受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、履行状況の確認、関連作業の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主管課長への報告を行うと

ともに、現場監督業務の掌理を行う者で契約書に基づき当局が通知した者をいう。

2 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

3 設計図書

設計図書とは、仕様書、図面及び質問回答書をいう。

4 仕様書

仕様書とは、各作業に共通する標準仕様書及び作業ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

5 標準仕様書

標準仕様書とは、作業を履行する上で必要な技術的要求、作業内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

6 特記仕様書

特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、作業の履行に関する明細又は作業に固有の技術的要求を定める図書をいう。

7 図面

図面とは、入札に際して当局が示した設計図及び当局から変更又は追加された設計図をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

8 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

9 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、作業の履行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

10 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。

11 協議

協議とは、契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者とが対等の立場で書面により合議し、結論を得ることをいう。

12 提出

提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、作業に係る書面その他資料を説明し、差し出すことをいう。

13 提示

提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員若しくは検査員に対し、作業に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

14 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、作業の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。

15 通知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、作業の履行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

16 連絡

連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第11条（条件変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

17 書面

書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は記名押印したもの、又は、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告及び通知が行われたものを有効とする。

緊急を要する場合は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書類と差し替えるものとする。

なお、関係規定等で書面又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な書面と取り扱う。

18 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

19 立会い

立会いとは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

20 検査

検査とは、検査員が契約書第22条（検査及び引渡し）及び第23条（手直し）に基づいて履行完了の確認を行うことをいう。

21 検査員

検査員とは、「東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程」（昭和41年東京都下水道局管理規程第34号）第29条又は第29条の2第1項の規定により指定を受けた者で、契約書第22条（検査及び引渡し）第2項に基づき、検査を行う者をいう。

22 現場

現場とは、作業をする場所、作業に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

23 S I

S Iとは、国際単位系をいう。

24 作業記録写真

作業記録写真とは、作業着手前及び作業完了後並びに施工管理の手段として各作業の実施段階及び作業完了後目視できない箇所の作業状況、作業中の災害状況を、発注者が別途定める附則—2「管路内清掃工記録写真撮影要領」に基づき撮影したものをいう。

また、受注者は、監督員の承諾を得た上で、デジタル工事写真の小黒板情報電子化により工事記録写真帳等を作成できるものとする。この場合において、受注者は写真帳等の信ぴょう性の確認結果を監督員に提示しなければならない。

25 天災等

天災等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいう。

26 作業完成図書

作業完成図書とは、作業完了時に納品する、完了図、作業記録写真等の成果品をいう。

27 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

28 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

29 情報共有システム

情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

30 工期

工期とは、契約確定の日の翌日から契約図書に明示した日数（「東京都の休日に関する条例」（平成元年東京都条例第10号）第1条に規定する東京都の休日を除く。）を累積して得られた日までの期間をいう。

31 その他

その他の用語については、「土木工事標準仕様書」による。

1. 3 監督員の権限

1 一般事項

契約書第7条（監督員）第1項に基づき、当局が定める当該作業の監督員は次のとおりとする。

- ア 総括監督員
- イ 総括監督員補佐
- ウ 担当監督員
- エ 副監督員

2 監督員の権限

- ア 作業における監督員の権限は、契約書第7条（監督員）第2項に規定した事項である。
- イ 監督員が行う受注者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受注者に対して行うことができる。
- ウ 監督員がアに掲げる権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、監督員が受注者に対し、口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、監督員と受注者との両者において書面により指示内容等を確認するものとする。

1. 4 疑義に対する 協議等

受注者は、設計図書に記載のない事項又は設計図書の解釈に疑義を生じた場合は、監督員と協議しなければならない。

1. 5 設計図書の 照査

1 設計図書の照査

受注者は、契約後速やかに設計図書の照査を行い、契約書第11条（条

1. 6
調査等に
対する協力

件変更等)に該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、調査図等を含むものとする。

また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加要求があった場合は、その要求に従わなければならない。

2 特許権の許諾

受注者は、指定工法に関する特許権等について、問題の起こらないように対処しなければならない。

3 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書その他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用又は伝達してはならない。

1 一般事項

受注者は、当局が自ら、又は当局が指定する第三者が行う調査等に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、当局は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2 公共事業労務費調査

受注者は、当該作業が当局の実施する公共事業労務費調査の対象作業となった場合には、次に掲げる事項に協力しなければならない。

また、工期経過後においても同様とする。

ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、当局に提出する等必要な協力をしなければならない。

イ 調査票等を提出した事業所を当局が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、「労働基準法」(昭和22年法律第49号)等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日ごろより使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

エ 対象作業の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請作業の受注者(当該下請作業の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3 諸経費動向調査

受注者は、当該作業が当局の実施する諸経費動向調査の対象作業となっ

た場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。

また、工期経過後においても同様とする。

1. 7 設計図書の 変更等

1 一般事項

設計図書の変更とは、設計図書を、当局が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき当局が修正することをいう。

2 設計図書の変更等

契約書に規定する設計図書の変更、作業の中止、工期の変更等は、当局が別に定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、適正に行われなければならない。

1. 8 作業の 一時中止

1 一般事項

当局は、契約書第13条（作業の中止）に基づき、次の事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ書面をもって受注者に対して通知した上で、必要とする期間、作業の全部又は一部の作業について一時中止させることができる。

ア 天災等により、工事目的物等に損害が生じた場合、又は作業現場の状態が変動した場合

イ 契約書第11条（条件変更等）に規定する事実確認の結果により、設計図書の訂正、変更等が必要になった場合

ウ 関連する他の工事等の進捗の遅れ、環境問題等の発生など、当局が中止する必要があると認めた場合

なお、受注者は、工事の中止期間においても、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 当局の中止権

当局は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、作業の中止内容を受注者に通知し、作業の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

1. 9 警報発表時の 作業中止

受注者は、当該施工箇所に係る気象区域に、大雨、洪水又は暴風警報が発表された場合には、直ちに全ての作業を中止し、必要な対応を図らなければならない。

また、大雨、暴風特別警報が発表された場合には、作業中止を継続する

とともに、直ちに当該作業の従事者が命を守る行動をとるように、対応を図らなければならない。

なお、これにより発生した費用の増加については、当局は費用負担を行わない。

1. 10 契約解除権の 行使に伴う 措置

受注者は、契約書第31条（受注者の解除権）第1項に基づき契約を解除する場合は、保安措置、地元住民及び関係機関との調整等に必要な相当期間をおいてから行わなければならない。

1. 11 履行期間変更

1 一般事項

契約書第11条（条件変更等）第5項、第12条（設計図書の変更）、第13条（作業の中止）第3項、第14条（受注者の請求による履行期間の延長）、第15条（発注者の請求による履行期間の短縮等）第1項及び第26条（部分払代金の不払に対する作業中止）第2項に基づく履行期間の変更について、契約書第16条（履行期間の変更等）の履行期間変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（以下「事前協議」という。）ものとし、監督員は、その結果を受注者に通知するものとする。

2 設計図書の変更等

受注者は、契約書第11条（条件変更等）第5項及び第12条（設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更又は訂正が行われた場合は、1に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、履行期間変更に関して監督員と協議しなければならない。

3 作業中の一時中止

受注者は、契約書第13条（作業の中止）に基づき、作業の全部又は一部の施工が一時中止となった場合は、1に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、履行期間変更に関して監督員と協議しなければならない。

4 履行期間の延長

受注者は、契約書第14条（受注者の請求による履行期間の延長）に規定する履行期間の延長を求める場合は1に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の

算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、履行期間変更に関して監督員と協議しなければならない。

5 履行期間の短縮

受注者は、契約書第15条（発注者の請求による履行期間の短縮等）に規定する履行期間の短縮を求められた場合は、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、履行期間変更に関して監督員と協議しなければならない。

1. 1 2 履行報告 及び提出書類

1 履行報告

受注者は、必要に応じ契約書第9条（履行報告）の規定により、履行状況を監督員に報告しなければならない。

2 提出書類

受注者が提出する作業に係る提出書類の様式、提出時期等は「提出書類一覧」による。

なお、電子データによる提出が可能な書類についても、「提出書類一覧」によること。

また、定めのない様式については監督員の提示するものとしなければならない。

3 書類の変更

受注者は、提出した書類の記載事項を変更する必要があるときは、直ちに変更届を提出しなければならない。

1. 1 3 情報共有システム の活用

受注者は、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。

情報共有システムの利用に当たっては、『情報共有システム実施要領』の内容に従い実施するものとする。

実施要領は、東京都下水道局ホームページから入手できる。

(<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/kouji/jouhoukyouyu-system>)

1. 1 4 日雇労働者の 雇用

1 一般事項

受注者は、作業の実施に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱」（昭和51年7月30日付51労職労第221号）に基づき、日雇労働者の雇用

に努めなければならない。

なお、同要綱を適用する作業の完了時には、「公共事業遵守証明願（兼竣工届）」を公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターに提出し、「公共事業遵守証明書」を監督員に提出する。

ただし、「公共事業施行通知書」により雇用予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの収受印が押印されている「公共事業施行通知書」の写しの提出をもって、「公共事業遵守証明書」に代えることができる。

2 無技能者の雇用

受注者は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用しなければならない。ただし、手持ちの労働者を差し引いた人員とする。

1. 15 環境対策

1 環境保全

受注者は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）その他関係法令等を遵守し、当該作業の施行に伴って生ずる環境への負担の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、東京都知事が行うこれらに関する施策に協力しなければならない。

2 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、監督員に連絡しなければならない。

また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

3 環境により良い自動車の利用

受注者は、本契約の履行に当たって自動車を使用又は利用する場合は、次の事項によらなければならない。

- (1) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対策地

域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出する。

4 アイドリング・ストップ

受注者は、自動車等を運転する者に対して荷待ち等で駐停車するときは、エンジンの停止（アイドリング・ストップ）を行うよう適切な措置を講じなければならない。

5 建設機械等の自動車等の燃料

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料とする建設機械等を使用する場合は、JIS規格に合った軽油を使用しなければならない。

また、軽油を燃料とする建設機械等の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

6 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。

また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

7 騒音振動の防止

受注者は「土木工事標準仕様書」に定める騒音振動の防止等を図るとともに、使用する発動発電機（ディーゼル）は原則超低騒音型とする。ただし、これにより難しい場合は監督員と協議する。

1. 16 諸法令等の 遵守

1 諸法令等の遵守

受注者は、当該作業に関する諸法令等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用及び運用は、受注者の責任において行わなければならない。

2 諸法令等の適用

適用を受ける諸法令等の改正等があった場合は、最新のものを使用しなければならない。

なお、主な法令は次に示すとおりである。

- 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- 消防法(昭和23年法律186号)
- 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- 文化財保護法(昭和25年法律第214号)
- 港湾法(昭和25年法律第218号)
- 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)
- 道路運送法(昭和26年法律第183号)
- 道路法(昭和27年法律第180号)
- 下水道法(昭和33年法律第79号)
- 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)
- 道路交通法(昭和35年法律第105号)
- 河川法(昭和39年法律第167号)
- 電気事業法(昭和39年法律第170号)
- 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- 環境基本法(平成5年法律第91号)
- 酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号)
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)
- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)
- 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- 警備業法(昭和47年法律第117号)
- 航空法(昭和27年法律第231号)

1. 17
官公署等への
手続等

- 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)

3 法令違反の処置

受注者は、諸法令等を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、当局に及ばないようにしなければならない。

4 不適當な契約図書の処置

受注者は、当該作業の設計図書及び契約そのものが、2の諸法令等に照らし不適當な場合又は、矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

1 一般事項

受注者は、作業期間中、関係官公署その他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2 関係機関への届出

受注者は、作業に伴う受注者の行うべき関係官公署、その他の関係機関への届出等を、法令、条例及び設計図書の定めにより実施しなければならない。

3 監督員への事前報告

受注者は、2の届出等の実施に当たって、監督員から請求があった場合は、その内容を記載した文書により、事前に監督員に報告しなければならない。

4 諸手続の提示、提出

受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員に提示しなければならない。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。ただし、道路使用許可証については、提出書類一覧による。

5 許可、承諾条件の遵守

受注者は、手続に条件がある場合、これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可、承諾等の内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、監督員と協議しなければならない。

6 コミュニケーション

受注者は、作業の施行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

7 苦情対応

受注者は、地元関係者等から作業の施行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

8 交渉時の注意

受注者は、国、都、区市町村その他関係公共団体等と作業上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。

また、受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

9 交渉内容の明確化

受注者は、1から8までの交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1. 18 情報セキュリティ対策

受注者は、作業の施行に当たり、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」及び「東京都サイバーセキュリティ対策基準」に基づき当局が実施する情報セキュリティ対策を遵守し、下水道施設の情報セキュリティ管理に万全を期さなければならない。

なお、受注者が情報セキュリティを確保することができないことにより当局が被害を被った場合には、当局は受注者に損害賠償を請求することができる。東京都が請求する損害賠償額は、当局が実際に被った損害額とする。

1. 19 作業の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、原則として、契約確定の日以降速やかに作業に着手しなければならない。

1. 20 準備作業

受注者は、下記の準備作業を契約後速やかに完了するように努めなければならない。

- ア 設計図書の照査等
- イ 官公署等への手続等
- ウ 管路内清掃工計画書
- エ その他

1. 2 1 管路内調査工 計画書

1 管路内調査工計画書の提出

受注者は、作業に先立ち、附則－1「管路内調査工計画書記載要領」に従って「管路内調査工計画書」（以下「計画書」という。）を作成し監督員に提出しなければならない。

2 計画書の作成

受注者は、計画書の作成に当たっては、作業現場周辺の管路の状況、交通状況、家屋の密集度等の現場環境に十分留意し、作業の安全かつ円滑な遂行と公害防止についても適切な措置をとらなければならない。

また、受注者は、監督員が指示した事項については、その内容について検討の上提出しなければならない。

3 計画書の変更

受注者は、計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該事項の作業前に、変更に関する事項について監督員と協議し、「変更計画書」を提出しなければならない。

1. 2 2 作業説明等

受注者は、監督員と協議の上、地先住民に対して作業内容、作業時期等を説明し、「下水道管路内調査作業のお知らせ」を配布するなどして、理解と協力を得られるよう努めなければならない。

また、作業中は住民及び通行者に作業内容を十分周知できる措置を講じなければならない。

1. 2 3 現場体制

受注者は、以下の担当者を定め、「現場代理人及び主任技術者等通知書」を作成し、当局に提出し、その業務に従事させなければならない。

また、職務分担表を計画書に記載し、当局に提出する。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者
- (3) 渉外責任者
- (4) 安全管理者
- (5) 電気取扱主任者
- (6) 判定者
- (7) オペレーター
- (8) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（正・福）

- (9) 調査測定担当者
- (10) 事務担当者
- (11) 気象担当者（正・副）

1. 24 作業の下請負

1 一般事項

受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第14条に反する一括下請負、契約書の規定に反するなどの不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。

2 作業の下請負

受注者は、作業の一部を下請負に付する場合には、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

なお、下請負契約を締結するときは、法定福利費の内訳を明示した見積書を活用するなど、適正な額の請負代金での下請負契約の締結に努めなければならない。

- (1) 受注者が、作業の実施につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が、東京都の建設工事等競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置期間中でないこと。
- (3) 下請負者が、当該下請負作業の実施能力を有すること。
- (4) 下請負者が、東京都の建設工事等競争入札参加有資格者でない場合は、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないこと。

1. 25 成果の所有等

作業によって得られた資料及び成果は、当局の所有とする。
また、成果等は、当局の書面等による承諾なしに公表してはならない。

1. 26 不当介入に対する通報報告

作業に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱」（平成22年10月22日付22下経契第203号）に基づき、監督員への報告並びに警視庁管轄警察署への通報及び捜査上必要な協力を行わなければならない。

1. 27 工程管理

1 工程管理

受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行わな

ければならない。

2 工程の変更

受注者は、予定の工程と実績とに差が生じた場合には、監督員に報告するとともに、必要な措置を講じて作業の円滑な進行に努めなければならない。

3 作業時間の変更

受注者は、設計図書に作業時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

4 休日又は夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うに当たっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。

5 国道・都道等における年末又は年度末抑制期間

作業範囲の国道・都道等は、年末又は年度末期間において道路上での工事の抑制（冬季抑制）対象路線となる場合がある。この場合、受注者は、作業計画立案に際し、当該道路における作業条件を十分に確認の上、監督員と協議しなければならない。

1. 28 完了

受注者は、作業完了の際には、設計図書により義務付けられた資料を監督員に提出しなければならない

1. 29 個人情報に関する取扱い

1 個人情報の含まれる緊急連絡体制表等の取扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき、次に掲げる事項について厳守し、遺漏のないよう管理を徹底すること。

- (1) 緊急連絡体制表の管理責任者を定めること。
- (2) 掲示する場合は、関係者以外の目にふれないところとする。
- (3) 関係者への配布については、必要最小限に限定し、配布者名簿を作成し管理すること。
- (4) 配布者へは、他人に提示したりコピーをとることのないよう、指導徹底すること。
- (5) 作業完了に伴い、管理責任者は掲示したもの及び関係者へ配布したものを速やかに回収し、判読不能となるよう裁断等の処分を行うこと。
- (6) 作業完了に伴い、電子データ（個人情報に関わる氏名及び電話番号（携

帯、夜間)) は削除すること。

(7) 管理責任者は、緊急連絡体制表の管理記録簿を作成すること。

(8) 管理記録簿には、掲示先、配布先名簿、掲示日、配布日、回収日及び裁断等処分日を記載すること。

2 作業計画書等の緊急連絡体制表を含む書類の取扱いについて

(1) 作業計画書等の緊急連絡体制表を含む書類の取扱いについては、十分注意すること。

(2) 緊急連絡体制表のコピーは行わないこと。

(3) 関係者以外に閲覧させる場合には、閲覧目的を確認の上、緊急連絡体制表から個人情報漏洩することのないよう管理すること。

(4) 緊急連絡体制表を含んだ書類については、管理責任者は整理簿等を作成するなどし、把握すること。

1. 30 その他

1 禁止行為

受注者は、いかなる理由があっても、当局の作業に関し、付近住民から報酬、手数料等を受けてはならない。

なお、下請負者等についても、上記行為のないよう十分監督指導しなければならない。

2 責任

上記の行為等があったときは、受注者がその責任を負う。

第2章 安全管理

2. 1 一般事項

1 労働安全衛生規則等の遵守

受注者は、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日付建設省経建発第1号）等を遵守し、常に安全管理に必要な措置を講じ、公衆災害、労働災害、物件損害等の発生防止に努めなければならない。

2 安全優先

受注者は、作業中において第三者、作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるとともに、労働安全衛生法その他関連法令等に基づく措置を常に講じておくものとする。

また、現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備については、関係法令等に基づき適切な措置を講じ、作業に従事する者の安全を図らなければならない。

3 定期安全研修・訓練等

受注者は、作業着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、次の事項から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。

- ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- イ 当該作業内容等の周知徹底
- ウ 安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- エ 当該作業における災害対策訓練
- オ 当該作業現場で予想される事故対策
- カ その他、安全、訓練等として必要な事項

4 酸素欠乏等危険作業業務

受注者は、酸素欠乏等危険作業に係る業務に従事する者に対し、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）第12条に基づき、特別な教育を行わなければならない。

5 作業計画書への記載

受注者は、事故防止の万全を図るため、安全管理については、作業計画

2. 2 作業中の 安全対策

書に明示し、受注者の責任において実施しなければならない。

また、当該作業における作業計画書の「安全管理」に関する記述には、特に以下の内容を検討し、明記しなければならない。

- (1) 現場の特殊性
- (2) 危険因子の分析と対応
- (3) 安全状態の確認

6 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は作業報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示するものとする。

7 工事等関係者の連絡調整

受注者は、作業現場が隣接し、又は同一場所において別途工事又は作業がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行わなければならない。

8 事故防止対策協議会等への参加

受注者の安全管理者は、事故防止の万全を図ることを目的として、当局が設置している「事故防止対策協議会」又は「地区協議会」の委員長から委嘱された場合は、それぞれの協議会に参加しなければならない。

1 第三者の立入り禁止措置

受注者は、作業現場付近における事故防止のため第三者の立入りを禁止する場合、その区域に柵、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

2 気象警報・特別警報発表時

受注者は、気象情報等に十分注意を払い、当該作業箇所に係る気象区域に「大雨、洪水、暴風警報及び大雨、暴風特別警報」が発表された場合は、直ちに全ての工事を中止し、必要な対策を図らなければならない。当該作業箇所に係る気象区域とは、当該作業箇所及び作業箇所の水位に影響を及ぼす上流域を指す。

なお、作業の再開に当たっては、警報解除後に、安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じなければならない。

また、点検結果及び措置内容は、速やかに監督員に報告しなければならない。

3 地震発生時

受注者は、作業中に震度4以上の地震の発生を確認した場合、直ちに作業を中止し、作業員の安全確保を図らなければならない。

また、安全確保後に中止した現場の状況を点検し、その状況を速やかに監督員に報告しなければならない。

4 有毒ガス及び酸欠対策

受注者は、作業中は、常に可燃性ガス・有毒ガス、酸欠空気等の発生に備え、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）等を遵守し、換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、警報器、避難用具、救助用具等を設置するとともに、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任して、事故の未然防止に万全の対策を講じなければならない。

また、作業中に異常を発見した場合、直ちに作業を中止して必要な措置を講じるとともに、原因を調査して監督員に報告するものとする。

なお、酸素、硫化水素等の測定結果は、受注者等提出書類基準に示す「酸素、硫化水素等濃度測定記録表」等に記録及び保存し、監督員に提示するとともに、検査時に検査員から求められた場合は、これを提示する。

5 有資格者等の配置

受注者は、資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置するとともに、安全管理対策を講じ、必要に応じて誘導員を配置しなければならない。

6 火気類の使用

受注者は、使用人等の喫煙、暖房器具等の取扱いについては、引火や火災等のおそれのない安全な場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

7 管路内等での有毒ガス発生リスクの排除

受注者は、管路内等に入入り又はこれら内部で作業を行う場合は、内燃機関を閉鎖空間に持ち込まないことや作業中の換気を徹底する等、管路内等での有毒ガス発生リスクを排除しなければならない。

8 墜落・転落災害の防止

受注者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）等を遵守し、必要に応じて手すりや安全ネット等の墜落防止設備の設置、墜落制止用器具の着用等を行うとともに、作業員

2. 3 交通安全管理

等に対して事前に安全教育を実施するなどの対策を講じなければならない。

1 一般事項

受注者は、作業用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、又は汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第20条（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。

2 保安対策

受注者は、常時作業現場周辺の住民及び通行人の安全の確保に努めるとともに、交通や流水等の円滑な処理に努めるなど、現場の保安対策を十分講じなければならない。

3 交通安全法令等の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る作業の施行に当たっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日付総理府、建設省令第3号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和37年8月30日付建設省道路局長通知道発第372号）、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日付国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知国道利第38号・国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準」（昭和40年10月14日付県建関道管第756号）に基づき、次の事項のとおり交通及び保安上の措置を講じなければならない。

（1）関係官公署の指示、条件等を遵守し交通安全対策を講じて施工しなければならない。

なお、国道にあつては、「道路占用工事共通指示書」（昭和51年6月1日付建設省関東地方建設局道路部路政課長通知第150号）、「道路占用の取り扱いについて」（東京国道工事事務所）等を遵守しなければならない。

（2）「土木工事標準仕様書」付図－1「工事現場保安施設設置要領」に定める保安施設及び工事標識を設けるとともに、夜間に照明及び保安灯を点灯し、通行人及び車両交通等の保安に努めなければならない。

ない。

(3) 通行人、車両交通等の安全を確保するため、交通誘導警備員、標識等を配置し、通行の誘導及び整理を行うこと。

(4) 工事現場の起点終点等に工事看板を掲示し、夜間は白色照明灯及び反射板を設置しなければならない。

また、国道、都道においては、内照式標示板及び反射板を点灯しなければならない。

4 公衆交通の確保

受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。

また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

5 作業区域の表示等

受注者は、作業の施行に当たっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。

また、作業船等が船舶の輻輳している区域をえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

2. 4 交通誘導警備員 の適切な 運用

受注者は、工事、作業等の規模や内容にかかわらず、交通誘導警備員を配置する場合、次の事項のとおり適切な運用を図らなければならない。

(1) 交通誘導警備員は、「警備業法」(昭和47年法律第117号)第2条第4項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号に規定する警備業務(「警備員等の検定等に関する規則」(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。)に従事するものとし、常に業務に専念させること。

(2) 受注者は、「東京都内における交通誘導警備業務の検定合格警備員の配置が必要な路線」(東京都公安委員会告示(平成30年4月2日 第130号))を遵守し、交通誘導警備業務を行わなければならない。

(3) 受注者は、施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出すること。

ア 警備業者に業務を行わせる場合

(ア)当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し

(イ)営業所に配置された安全教育責任者の氏名

イ 「警備業法」(昭和47年法律第117号)第23条に基づき公安委員会が実施する検定(業務に係る一級又は二級の検定)に合格した者に業務を行わせる場合

(ア)当該者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し

(4) 交通誘導警備員が業務を行う際は、身分証明書等(警備業者の発行する社員証、又は公安委員会から交付された合格証明書)を監督員に提示できるように、常に携行させること。

(5) 受注者は、「警備業法施行規則」(昭和58年総理府令第1号)第38条に基づく教育を受けた交通誘導警備員を配置し、教育を受けた記録について、監督員に提示できるように、常に保管しておくこと。

2. 5 歩行者通路の 確保

1 一般事項

受注者は、歩道等で作業を施行する場合、関係官公署の指示及び地元住民の意向を尊重し、安全な歩行者通路を確保しなければならない。

2 歩行者通路の設置

受注者は、車道に歩行者通路を設置する場合、堅固な柵等で車道と明確に区分し、その前後に歩行者通路及び矢印を表示した標示板を設置しなければならない。

また、歩行者誘導及び車両交通に必要な交通誘導警備員を配置するものとする。

3 視覚障害者の安全誘導

受注者は、視覚障害者誘導用ブロックを一時撤去又は覆う場合、視覚障害者の安全誘導ができるような措置を講じなければならない。

2. 6 事故時の措置 及び報告

受注者は、作業中に事故が発生した場合には、直ちに作業を中止して応急措置を講じ、監督員へ報告するとともに、事故発生の原因、措置及び被害状況をまとめた「事故発生報告書」及び「事故経過報告書(第〇回)」を遅滞なく監督員に提出しなければならない。

なお、「事故発生報告書」及び「事故経過報告書(第〇回)」は当局が別途定める「受注者等提出書類基準」によらなければならない。

また、事故被害の拡大や人身災害の発生が予測される場合については、

2. 7 雨天時における安全管理の 対策

地元住民等への広報や避難、作業員の避難等の措置を講ずるとともに、計画書の緊急連絡体制に基づき、直ちに関係機関等に連絡し、関係機関等の指示に従い、その被害拡大の防止に努めなければならない。

さらに、作業の影響によって第三者の家屋その他の工作物に損傷が発生した場合は、監督員に報告するとともにその損傷が第三者の日常生活、営業等に著しく支障を与えているときは、速やかに応急措置を講じてその支障を取り除かなければならない。

なお、応急措置の費用は受注者の負担とする。

受注者は、雨天時に雨水の流入・増水による影響を受ける作業等で、「雨天時における安全管理の強化」対象作業に指定された場合には、附則－3「雨天時における安全管理の対策」に基づき、安全対策を行わなければならない。

なお、上記については、次の事項に該当する作業のうち、雨天時に雨水の流入・増水の影響を受ける既設管きよ内での作業について、安全対策を必要とする。

- (1) 口径800mm以上の大口径管きよの調査
- (2) 人孔内の下流管口径が800mm以上の作業
- (3) 伏越し人孔内作業
- (4) その他、当局が定めるもの

第3章 調査工

3. 1 一般事項

1 作業の実施

受注者は、監督員に提出した作業計画書に従って作業を実施すること。

2 本管調査

本管内径800mm未満の小口径管の調査については、当局が認定した自走式テレビカメラにより管きょ内の状況等を調査することとし、本管内径800mm以上の管の調査については、調査員が管きょ内に入り、管きょ内の状況等を調査することを基本とする。

3 事前調査表の提出

受注者は、調査に先立ち、事前調査を行い「事前調査表」を提出すること。線路延長を地上実測する際は、人孔蓋を開け人孔の中心を確認するなど、適切に計測するとともに、ますの地上調査は汚水ます、雨水ます（道路排水用を含む。）について実施すること。

4 管口保護

受注者は、作業に当たって、下水道管路施設、光ファイバーケーブル施設等に損傷を与えないよう、管口保護のためにガイドローラー等を使用するなど、必要な保護措置を講じるとともに、十分注意して作業すること。

また、ガイドローラー等を設置する際は、光ファイバーケーブル施設等の位置を確認し作業すること。

万一、損傷した場合は直ちに監督員に報告し指示を受けるとともに、受注者の責任で速やかに原形に復旧すること。

5 光ファイバーケーブル敷設路線の対応

受注者は、事前に作業範囲内の光ファイバー敷設の有無について監督員に確認し、光ファイバー敷設路線で作業する場合は、附則—6「光ファイバーケーブル敷設箇所における工事等の事前協議」に基づき、監督員が当局施設管理部光ファイバー担当へ事前協議するための必要な調査を行い、資料を作成すること。

また、作業状況は詳細に記録するとともに光ファイバー施設等に損傷を与えないよう必要な保護措置を講じ、十分注意して作業すること。

光ファイバーケーブルが引流し工法で敷設されている場合は、動輪に蛇行した光ファイバーケーブルが絡まないよう慎重に進める。

万一、作業中に異常箇所を発見又は損傷を与えた場合は、緊急連絡体制

に基づき速やかに報告し、監督員の指示に従わなければならない。

なお、損傷の有無にかかわらず、経過については作業完了後、速やかに監督員に報告すること。

6 仮締切

受注者は、作業に当たって、仮締切りを必要とする場合は、上流に溢水を生じさせない構造で、かつ、作業中の安全を確保すること。

7 汚損防止

作業に当たり、道路その他の工作物を汚損することがないようにしなければならない。

8 マーキング

受注者は、本管テレビカメラ調査又は本管目視調査を行う場合、人孔内において、調査対象全路線の管口上部の側壁に、チョーク等で人孔番号をマーキングすること。

9 事前洗浄

受注者は、テレビカメラ調査に先立ち、調査の精度を向上させるため、本管及び取付管内を十分に洗浄すること。洗浄に当たっては、水圧により管路を損傷することのないよう吐出圧に留意すること。

なお、テレビカメラ調査は、管内洗浄後、速やかに実施すること。

10 高圧洗浄車

高圧洗浄車の使用に当たっては、水圧により管路施設及び光ファイバーケーブル施設等を損傷することのないよう吐出圧に留意すること。

光ファイバーケーブル施設がある場合の吐出圧は14.71Mpa【150kg/cm²】程度までとし、ホース先端のヘッドが光ファイバーケーブル施設に当たらないよう、高圧洗浄の水圧は急に上げてはならない。

また、排水設備への逆流や、作業員の安全管理等に留意すること。

11 洗浄水の給水

管路内等の清掃に使用する水は、原則として下水処理水の使用に努めなければならない。

なお、処理水使用時に残留塩素を確保するため、運搬車に供給後は速やかに次亜塩素酸ソーダ（処理水1m³当たり、有効塩素濃度12%溶液で20cc程度）を注入すること。

12 給水カード

受注者は、当局から貸与する給水カードにより、水再生センター内の取

水施設から下水処理水を無償で取水することができる。

なお、給水カードの使用状況（取水場所、取水日及び使用カード）について管理するとともに、破損等が無いようにし、保管については十分に注意すること。

作業完了後速やかに給水カードは返却しなければならない。

13 鮮明な画像の確保

受注者は、撮影に当たっては、適正かつ鮮明な画像を確保するよう努めなければならない。

14 作業困難時の対応

受注者は、作業の続行が困難となった場合は、原因の内容、範囲、位置等を模式図に表し、作業日報にて監督員に報告し、指示を受けなければならない。

15 異常発見時の報告

受注者は、作業により本管やます及び取付管等の破損・クラック・ソケット部のズレ等により道路陥没等のおそれがある場合、又は、土砂、ラード及びモルタル等の異常により流下機能に支障がある場合等を発見したときは、速やかに監督員に報告すること。

なお、報告に当たっては、路線番号、住所（建物等の目標物）及び異常内容を記載するほか、参考のため、案内図や写真等の資料を添付すること。

16 作業完了後の措置

受注者は、人孔蓋やます蓋を閉める際は、騒音が生じないように努めるとともに、蓋枠の清掃を行い段差やバタつき等が生じないことを確認し、バタつき等が生じる場合は、適切な処置を講じること。

また、作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を撤去するとともに、作業場所の清掃を行うこと。

3. 2 本管テレビ カメラ調査 (共通事項)

1 機器の点検・整備

受注者は、テレビカメラ等の調査用機器を常に点検し、十分整備しておかなければならない。

2 地上走行距離精度

受注者は、テレビカメラの地上走行距離精度を、あらかじめ監督員立会いの下に地上を実測した箇所にテレビカメラを走行させ、自動距離測定器により測定すること。

なお、地上走行距離精度結果は「地上走行距離精度表」により、調査実施前に監督員に提出すること。ただし、地上走行距離精度が、 $100 \pm 1.0\%$ の範囲を超えた場合、機器の交換又は整備点検を行い、改めて監督員の立会いの下に精度の測定をすること。

3 カメラのセット方法

受注者は、テレビカメラヘッドを、管内径に合わせ適切な機材を用いて管中心にセットし、管内径が変化するとともに調整し、管路内の映像撮影を行うこと。

4 撮影方法

受注者は、DVD-R又はCD-Rでの収録において、上流人孔内のマーキングから下流人孔管口までの管路内走行を、途中カットすることなく連続撮影すること。

5 調査開始位置

受注者は、本管の調査開始位置について、上流人孔の中心から、正確に測定し表示すること。

6 本管調査方法

受注者は、本管の調査においては、原則として上流から下流に向けテレビカメラを移動させながら行うこと。

ただし、上流からの調査が困難な場合は、必要に応じて下流から上流に向けて調査を行うことができる。

3.3 本管テレビカメラ調査 (ミラー方式)

1 展開図帳票

展開図帳票は、左側を上流人孔、右側を下流人孔と設定して表記し、下流から調査を実施した場合は、そのことが判るよう、帳票右上に下流調査と表記すること。

作業箇所の既存の管路内調査資料が存在するときは、取付管閉塞状況（良又は不良）、不明管、直取付管等の資料を十分参考にして記載すること。

万一、視界を妨げるような水滴の付着が発生した場合は、取り除く操作を行った後、再度撮影を行うこと。

2 テレビカメラの仕様

本作業に使用するミラー方式テレビカメラの仕様は、当局の認定を受けたものに限る。

3. 4 本管テレビ カメラ調査 (ミラー方式 以外)

3 画面上の表示

受注者は、調査において、調査開始前に調査する路線番号を、調査終了後に「終了」の文字を、画面上に鮮明に表示させ撮影すること。

また、撮影中は、管渠内面展開図化システムに支障のない画面上に走行速度及び調査延長を表示すること。

4 撮影速度

受注者は、調査において、常に一定（5m/min）のスピードで走行させながら撮影することを原則とする。

5 停止時の措置

受注者は、調査中に障害物等で調査カメラを停止させた場合、撮影距離が不連続にならないようにすること。

6 ファイナライズ処理

本作業の作業画像は、DVD-R又はCD-Rに出力すること。

また、DVD-R又はCD-Rに書き込んだデータを、パソコン上で確認できるようにするためにディスクの記録状態を完成させる処理（ファイナライズ処理）を実行すること。

7 記録表の記載

取付管用調査記録表は、管きょ内撮影画像、展開図帳票及び事前調査結果の各々と整合（特に人孔間にある公共汚水ます、公共雨水ますの数を十分に確認）させ、その調査内容（直取付管、不明管等）を取付管用調査記録表に記載すること。

1 テレビカメラの仕様

本作業に使用するテレビカメラ機材は、側視可能なものとする。

2 距離制度調査表の提出

受注者は、路線ごとに、地上実測した測定値と管内を走行した自動距離測定値を「距離精度調査表」により提出しなければならない。ただし、ミラー方式によるテレビカメラ調査では、展開図データを作成するため、「距離精度調査表」の作成は不要とする。

なお、記載方法については、「距離精度調査表」を参照すること。

3 本管異常箇所 of 整理

受注者は、本管の調査に当たって、管の破損、クラック、継目部、取付管管口、管きょ内の異常箇所等に十分注意しながら行い、全区間DVD-

3. 5 目視調査

R又はCD-Rに収録すること。

また、3. 9「判定基準」表-1、2に定める異常箇所及び取付管管口があった場合は、テレビカメラの移動を一時停止して全周を側視し、DVD-R又はCD-Rに収録し、かつ、必要に応じて写真撮影を行い、報告書に記載すること。

4 継目の段差測定

受注者は、継目の段差の測定において、テレビカメラ走行時又は画像解析時にmm単位で計測し、報告書の継目部の欄に記載すること。

5 本管映像収録

受注者は、上流人孔の中心から下流人孔の中心まで、人孔内部及び管口を映像収録すること。

1 調査方法

受注者は、上流から下流に向かって調査員が移動しながら本管を調査すること。

なお、調査が困難となった場合は、下流から上流に向けて調査することができる。

2 異常箇所の整理

受注者は、3. 9「判定基準」表-1に定める異常箇所において、寸法を示すスケール、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れ、写真を撮影すること。

3 写真撮影

受注者は、異常箇所の有無にかかわらず、マーキングを含めた管口写真撮影のほか、本管調査延長10m程度の間隔で管内の状況が分かる写真を撮影すること。

また、取付管がある場合も写真を撮影することとし、閉塞されている場合は、閉塞状況が確認できる写真も撮影すること。

なお、これにより難しい場合は監督員と協議の上変更することができる。

4 報告書の記載

受注者は、取付管閉塞について、閉塞物の有無とその内容を報告書に記載しなければならない。

また、直取付管及び不明管については、管種、管径及び管口からの延長を報告書に記載しなければならない。

3. 6 人孔調査

5 堆積物の報告

受注者は、管路内調査により発見された土砂、モルタル等の堆積物については、その詳細について報告書に明記しなければならない。

1 調査方法

受注者は、様式一８により、人孔の状況等を調査しなければならない。

なお、副管部については、異常の有無にかかわらず、直管及び短管の状況が確認できるよう必要に応じて仮締切りを行い、写真を撮影すること。

また、消散弁については、消散弁又は消散弁周囲のモルタル充填部から漏水の有無がないか確認すること。異常がない場合は、開閉蓋を開放しておくものとし、地下水等の流出が見られた場合は開閉蓋を閉じ、監督員に報告すること。

2 異常箇所の整理

受注者は、異常箇所において、位置、内容、規模等が確認できるようスケールを当て写真撮影を行うこと。

なお、都型人孔及び組立人孔については3. 9「判定基準」表一４、都型人孔蓋・枠については表一５により、異常箇所の判定を行うこと。

3 写真撮影

受注者は、上流から下流に向けて、施設設置全景、蓋、内部状況等の写真撮影を行わなければならない。

3. 7 ます調査

1 調査事項

受注者は、様式一９により、ますの状況等を調査しなければならない。

なお、ますの設置位置と取付管の接合部の位置関係を明確にするため、上流人孔からの距離などを正確に調査しなければならない。

また、公共ますが公共道路以外に設置されている場合は、報告書に記載するとともに、管理者や所有者等の承諾等を得て調査しなければならない。

2 異常箇所の整理

受注者は、異常箇所において、位置、内容、規模等が確認できるよう写真撮影を行う。

3 写真撮影

受注者は、上流から下流に向けて、施設全景、蓋、内部状況等の写真撮

3. 8

取付管テレビ カメラ調査 及び簡易 取付管テレビ カメラ調査

影を行わなければならない。

1 調査開始位置

受注者は、取付管の調査開始位置について、まず取付管管口から正確に測定し、表示すること。

2 取付管調査方法

受注者は、取付管の調査において、公共ます（裏管を含む。）の取付位置が確認できる現況位置（外観等）を撮影し、ます枠から内部を収録し、公私境界側の取付管状況を撮影した後、本管に向けテレビカメラを異常箇所等の管内の状況が十分に把握できるスピードで移動させながら調査をしなければならない。

なお、やむを得ず宅地ますから調査する場合は、その使用者の承諾を得て行わなければならない。

3 取付管調査の収録

受注者は、取付管の調査において、管きよの破損、クラック、継目部、曲部の異常箇所等に十分注意しながら全区間DVD-R又はCD-Rに収録すること。

また、3. 9「判定基準」表-1、2に定める異常箇所は、テレビカメラの移動を一時停止してDVD-R又はCD-Rに収録し、報告書に記載すること。

4 異常箇所の整理

受注者は、3. 9「判定基準」表-1、2に定める異常箇所及び段差を含む調査中断箇所、その他の異常箇所は、DVD-R又はCD-Rにより収録するとともに、写真集にまとめること。

5 報告書の記載

受注者は、取付管調査箇所において、取付管の種類（汚水、雨水）、管種、管径、閉塞の有無、異常等を報告書に記載すること。

なお、閉塞管については、管種、管径、支管の有無、使用状況等を併せて記入すること。

6 その他

簡易取付管テレビカメラ調査に限り、事前洗浄は不要とする。

3. 9

判定基準

本管テレビカメラ調査、目視調査及び取付管テレビカメラ調査の異常箇所

3. 10
展開図化及び
判定作業

所の「判定基準」は、表－1、2により、簡易取付管テレビカメラ調査の異常箇所の「判定基準」は、表－3による。

また、都型人孔及び組立人孔調査の異常箇所の「判定基準」は、表－4による。

受注者は、ミラー方式テレビカメラ調査で収録された管きょ内画像データについて、以下の手順で展開図化及び判定作業を行うこと。

1 展開図化作業

テレビカメラで撮影された管きょ内画像データを元に、「管渠内面展開図化システム」を用いて展開図化作業を行うこと。

2 異常箇所の判定

異常箇所の判定は、「管渠検査診断支援システム」を用いて行うこと。

なお、診断結果については、全ての路線に対してテレビカメラで撮影した管きょ内撮影画像を用いて診断情報を精査し、必要に応じて補正を行うこと。

3 帳票の作成

各路線の帳票は「展開図データベースシステム」により検索及び閲覧できるように作成すること。

3. 11
管きょ検査診
断支援システ
ム

1 中間確認

受注者は、「管渠検査診断支援システム」を使用し、「管渠検査診断支援システム」による異常箇所診断を行っている状況が確認出来るパソコンを出張所に持ち込み、作業状況については、監督員の確認を受けること。頻度については、管路内調査工工期内に1回とする。

また、中間確認時は以下のア～イについて、監督員の確認を受けること。

ア 汚水ますの位置と支管管口位置の確認

「事前調査表」、「取付管用調査記録表」と「管渠内画像データ」との支管管口が整合していること。（汚水ますの位置について、地上距離と支管管口との距離の差が大きい場合、不明管や直取付管等の判断を行うこと。）

イ 取付管延長の確認

本管土被り・本管占用、ます深を基に取付管の最小延長距離を算出し、「取付管用調査記録表」との距離が整合していること。

3. 1 2 成果図書

2 提出物の追加事項

受注者は、成果品として「異常箇所診断・補正経過記録票」1路線分を監督員に提出すること。（別表－Ⅰ、別紙－Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ参照）

受注者は、「人孔調査記録表」（様式－8）及び「公共ます調査記録表」（様式－9）を監督員に提出すること。

3 補正時の注意事項

受注者は、本管の継目部について、損傷箇所の有無を特に注意して確認すること。

4 塩ビ管、管更生工法について

受注者は、塩ビ管及び管更生工法箇所については、管渠検査診断システムを使用しない。オペレーターが損傷箇所を確認すること。

1 成果図書の提出

受注者は、成果図書を提出書類一覧に従い作成し、提出すること。

また、成果図書は電子媒体化を行い、併せて提出すること。

2 成果図書の作成要領

受注者は成果図書の作成及び電子媒体化を、附則－4「管路内調査工成果図書作成要領」及び附則－5「電子媒体化作成要領」により作成し、提出すること。

3. 9 表-1 テレビカメラ調査及び目視調査判定基準（本管・取付管）
【鉄筋コンクリート管及び陶管】

ランク		A	B	C
項目				
管の破損	鉄筋コンクリート管	欠落 軸方向のクラックで幅：5mm以上	軸方向のクラックで幅：2mm以上	軸方向のクラックで幅：2mm未満
	陶管	欠落 軸方向のクラックが管長の1/2以上		
管のクラック	鉄筋コンクリート管	円周方向のクラックで幅：5mm以上	円周方向のクラックで幅：2mm以上	円周方向のクラックで幅：2mm未満
	陶管	円周方向のクラックでその長さが円周の2/3以上	円周方向のクラックでその長さが円周の2/3未満	-----
管の継目ずれ		脱却	鉄筋コンクリート管：70mm以上 陶管：50mm以上	鉄筋コンクリート管：70mm未満 陶管：50mm未満
管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
管のたるみ・蛇行		内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
モルタル付着		内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満
浸入水		ふきでている。	流れている。	にじんでいる。
取付管突出し		取付管内径の1/2以上	取付管内径の1/10以上	取付管内径の1/10未満
ラードの付着・木の根侵入		内径の1/2以上閉塞している。	内径の1/2未満閉塞している。	-----

* 段差は、mm単位で測定する。
また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。

3.9 表-2 テレビカメラ調査及び目視調査判定基準（本管・取付管）
【硬質塩化ビニル管】

項目 \ ランク	A	B	C
管の破損及び 軸方向のクラック	亀甲状に割れている	-----	-----
	軸方向のクラック		
管の円周方向 クラック	円周方向のクラックで 幅：5mm以上	円周方向のクラックで 幅：2mm以上	円周方向のクラックで 幅：2mm未満
管の継手ずれ	脱却	接合長さの1/2以上	接合長さの1/2未満
扁平	たわみ率15% 以上の扁平	たわみ率5% 以上の扁平	-----
変形 (内面に突出し)	本管内径の1/10以上 内面に突出し	本管内径の1/10未満 内面に突出し	-----
管のたるみ・蛇行	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
モルタル付着	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満
浸入水	ふきでている。	流れている。	にじんでいる。
取付管突出し	取付管内径の 1/2以上	取付管内径の 1/10以上	取付管内径の 1/10未満
ラードの付着・ 木の根侵入	内径の1/2以上 閉塞している。	内径の1/2未満 閉塞している。	-----

* 材料の白化が伴う変形はAランクとする。

* 段差は、mm単位で測定する。

また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。

3. 9 表-3 簡易取付管テレビカメラ調査判定基準

(取付管：事前洗浄を実施せず取付管を調査する場合のみ適用)

項目 \ ランク	A	Aランク移行性Bランク
管の破損	欠落、または軸方向のクラックで土砂等を引き込む恐れのあるもの。	軸方向のクラックで亀甲状況
	切管接続の継目	接合部で、破損と管の継目の重複異常
管のクラック	円周方向のクラックで5mm以上	
管の継目ずれ	脱却	一部管のつばが完全に 見えている状況
		切管接続状況
管の腐食	鉄筋露出状況	
浸入水	ふきでている。	
木の根侵入・ ラードの付着	取付管内径の 1/2以上	取付管内径の 1/2以下
調査中断		モルタル付着等

取付管調査

*切管接続の継目は、①破損一切管 Aランクとして判定し、表示・記載

3. 9 表-4 都型人孔及び組立人孔調査判定基準

部位	調査項目	判定基準		
		Aランク	Bランク	Cランク
二次製品部 (側塊)	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ
現場打ち部 (無筋コンクリート)	腐食	骨材剥離	骨材露出	表面の荒れ

部位	調査項目	判定基準		
		Aランク	Bランク	Cランク
二次製品部 (側塊) ・ 現場打ち部 (無筋コンクリート)	破損	欠落・陥没	軸方向のクラックが 高さの半分以上で 幅2mm以上	軽微な破損 (A・B以外)
		軸方向のクラックが 部位全体かつ幅5mm以上		
	クラック	円周方向のクラックが 人孔全周かつ幅5mm以上	円周方向のクラックが 人孔半周以上で 幅2mm以上	軽微なクラック (A・B以外)
	隙間	隙間の幅5mm以上	隙間の幅2mm以上	軽微な隙間 (A・B以外)
	ズレ	壁厚を超えて脱却	壁厚の1/2以上のズレ	壁厚の1/2未満のズレ
	浸入水	ふきでている。	にじんでいる。	—
	木根侵入	内径50%以上	内径の50%未満	—
付帯部	調整部	調整モルタル及び リングが破損・欠損	調整モルタル及び リングのずれ・クラック	—
	足掛金物	異常有 (防錆被覆がない等)		
	インバート	異常有 (インバートが無い、部分的な欠損等)		

3. 9 表-5 都型人孔蓋・枠調査判定基準

項目	内容	判定基準	
		健全	異常
①蓋の開閉	蓋の開閉ができるか	可能	不可
②蓋裏腐食	鋳出し表示の消滅	表示はあるが少量の発錆あり。	見えないほど発錆
③摩耗	スリップサインが確認できるか。	できる。	できない。
④ロック、蝶番	ロック、蝶番等の部品の脱落・破損・固着はあるか。	無し	有り
⑤ガタツキ	枠の掃除後に蓋を閉めた際ガタツキがあるか。	無し	有り

蓋枠に段差等の異常が見受けられる場合、人孔調査記録表に従い、その値を記入する。

提出書類一覧
(一部記載例を含む。)

提出書類一覧

受注者が提出する書類は、下表によること。

書類の名称		頁	提出部数	提出期限	備考	☆	
現場代理人及び主任技術者等通知書		44	4	契約確定の日の翌日から10日以内			
添付資料	経歴書	45					
事前調査表		46	3	調査完了後3日以内			
地上走行距離精度表		47	3	本作業開始前			
管路内調査工計画書		48	3	契約確定の日の翌日から14日以内	提出後、監督員の指示や監督員との協議等に基づき修正すること。	○	
添付資料	工程表	49					
	職務分担表	50					
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届	51					
	緊急連絡表	52					
下請負届		53	4	下請負契約後速やかに変更はその都度		○	
添付資料	下請負者一覧表	54					
完了届		55	4	完了予定日の7日前まで		○	
添付書類	作業出来高調書	56					
納品書		57	2	完了日	詳細は附則-4を参照		
成果書	管路内調査工報告書		2		完了日		
	〃 (ダイジェスト版)		1				ミラー方式テレビカメラ調査の部分は不要
	管路内撮影画像 (全路線)		2				
	〃 (ダイジェスト版)		1				ミラー方式テレビカメラ調査の部分は不要
	各種記録表及び調査表		1				
	写真集		1				
	展開図帳票		2	ミラー方式テレビカメラ調査の場合のみ必要			
作業契約代金請求書		58	5	検査合格後			
作業日報		59	1	作業期間中毎日		○	
作業予定週報		60	1	作業期間中毎週		○	
作業記録写真帳			1	別途指示する日	安全対策の状況写真については、作業初期に提出すること。		
道路使用許可証			3	許可後7日以内	※1	○	
官公庁報告・届出			別途指示	別途指示する日		○	
距離精度調査表		61	2	完了日	ミラー方式テレビカメラ調査の部分は不要		
酸素及び硫化水素濃度測定記録表		62	-	現場作業期間中及び検査時に提示			
公共事業遵守証明書		-	-	作業完了届と同時に提出		○	
公共事業施行通知書		-	-	申請後速やかに			

☆： 電子データでの提出可とするもの

※1 初回提出及び内容変更時については、許可証の一式の写しを提出する。

作業期間等の更新のみの場合については、許可証の表紙のみの写しを提出する。

(作業箇所等を分割して申請する場合は、各許可証について上記の対応を行う。)

(A4タテ)

現場代理人及び主任技術者等通知書

〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者宛)

殿

東京都〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
 〇〇〇〇〇株式会社
 代表取締役社長 〇〇〇〇 ※
 (連絡用メールアドレス)

現場代理人及び主任技術者等を下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

契 約 番 号	〇〇〇〇第〇〇〇〇号		
契 約 件 名	〇〇区〇〇〇丁目付近管路内調査工		
契 約 金 額	¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇)		
契 約 確 定 日	〇〇年〇〇月〇〇日	工期、履行期間	契約確定の日の翌日から〇〇日間 自：〇〇年〇〇月〇〇日 至：〇〇年〇〇月〇〇日
		又は履行期限	
技 術 者 分 類	技 術 者 氏 名		備 考
現場代理人氏名 (連絡用メールアドレス)	ふりがな 〇〇〇〇〇〇		現場代理人と主任技術者は 兼任できる。
	〇 〇 〇 〇 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇		
主任技術者氏名	ふりがな 〇〇〇〇〇〇		
	〇 〇 〇 〇		
	ふりがな		
	ふりがな		
	ふりがな		

(注) 宛先は、契約書の発注者を記入する。 ※押印を省略する場合には以下を記載する。

[事務担当者]

所属： _____ 役職： _____ 氏名： _____ 電話番号： _____

(A4タテ)

経 歴 書 ()

ふ り が な ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
氏 名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

職歴

○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 株式会社入社
○ ○ 年 ○ ○ 月 東京都下水道局 ○ ○ 区 ○ ○ 丁目付近管路内調査工
○ ○ 年 ○ ○ 月 東京都下水道局 ○ ○ 区 ○ ○ 丁目付近管路内調査工
○ ○ 年 ○ ○ 月 東京都下水道局 ○ ○ 区 ○ ○ 丁目付近管路内調査工

資格

○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ ○ ○ 士 第 ○ ○ ○ ○ 号
○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ ○ ○ 士 第 ○ ○ ○ ○ 号

(注)

- 1 表題の()内には、現場代理人等該当する技術者分類の名称を記入すること。
- 2 職歴欄には、現在在職している会社への入社、実務経験等を記載すること。
- 3 資格欄には、仕様書等で特に定められた資格や下記に記載する資格がある場合はその資格を記載する。
 - ・下水道管路管理主任技師 (公益社団法人 日本下水道管路管理業協会)
 - ・下水道管路管理専門技師 (調査部門) (公益社団法人 日本下水道管路管理業協会)
 - ・下水道管理技術認定試験 (管路施設) (地方共同法人 日本下水道事業団)

(A 4 タテ)

事前調査表

No. /

件名 ○○区○○○丁目付近管路内調査工

調 査 路線番号	上 流		設 計 図 書			上 流		地 上 実 測					上 流		増 減			備 考
	人孔形状	線路延長 (m)	管きょ延長 (m)	汚水ま す(個)		人孔形状	線路延長 (m)	管きょ延長 (m)	汚水ま す(個)		道路排水用 雨水ます(個)		人孔形状	線路延長 (m)	管きょ延長 (m)	汚水ま す(個)		
				左	右				左	右	左	右				左	右	
	下 流 人孔形状			計		下 流 人孔形状			計		計		下 流 人孔形状			計		
1	内径90	30.90	30.00	2	3	内径90	30.90	30.00	2	3			内径90	0.00	0.00	0	0	
	内径90				5	内径90				5		内径90	0			0		
2	内径90	41.00	40.10	3	2	内径90	40.90	40.00	3	3			内径90	-0.10	-0.10	0	1	
	内径90				5	内径90				6		内径90	1			0		
3	内径90	34.50	33.60	3	2	内径90	34.50	33.60	3	2			内径90	0.00	0.00	0	0	
	内径90				5	内径90				5		内径90	0			0		
4	内径90	51.25	50.20	2	3	内径90	51.25	50.20	2	2			内径90	0.00	0.00	0	-1	
	内径120				5	内径120				4		内径120	-1			0		
5	内径120	47.90	46.70	2	2	内径120	48.00	46.80	2	2			内径120	0.10	0.10	0	0	
	内径120				4	内径120				4		内径120	0			0		
6	内径120	50.10	48.90	3	3	内径120	50.10	48.90	3	3			内径120	0.00	0.00	0	0	
	内径120				6	内径120				6		内径120	0			0		
7	内径120	32.50	31.30	3	3	内径120	32.50	31.30	3	3			内径120	0.00	0.00	0	0	
	内径120				6	内径120				6		内径120	0			0		
8	内径90	40.00	39.10	4	4	内径90	40.00	39.10	3	4			内径90	0.00	0.00	-1	0	
	内径90				8	内径90				7		内径90	-1			0		
9	内径90	40.50	39.60	3	3	内径90	40.50	39.60	3	2			内径90	0.00	0.00	0	-1	
	内径90				6	内径90				5		内径90	-1			0		
10	内径90	35.00	33.95	2	0	内径90	35.30	34.25	2	2			内径90	0.30	0.30	0	2	
	内径120				2	内径120				4		内径120	2			0		
11	内径120	42.20	41.00	3	3	内径120	42.20	41.00	3	3			内径120	0.00	0.00	0	0	
	内径120				6	内径120				6		内径120	0			0		
12	内径120	41.20	40.00	2	3	内径120	41.20	40.00	2	3			内径120	0.00	0.00	0	0	
	内径120				5	内径120				5		内径120	0			0		
13	内径120	30.30	28.95	3	2	内径120	30.30	28.95	3	2			内径120	0.00	0.00	0	0	
	内径150				5	内径150				5		内径150	0			0		
		517.35	503.40	35	33		517.65	503.70	34	34				0.30	0.30	-1	1	
				68					68							0		

汚水ますは宅地排水用雨水ますを含む。

(A4タテ)

地上走行距離精度表

監督員 ○ ○ ○ ○

オペレーター ○ ○ ○ ○

契約番号	○○第○○○号	契約件名	○○区○○○丁目付近 管路内調査工	受注者	○○○○ 株式会社	
年月日	○○年○○月○○日 ○曜日 天候 ○					
実施場所	○○区○○○丁目○番先 (○○ビル前)					
使用機器	TVカメラ		台車 (走行方式、ホイール、クローラ)		ケーブルドラム	
	メーカー	(株)○○	メーカー	(株)○○	メーカー	(株)○○
	形式	AB-000	形式	CD-111	形式	EF-222
	番号	012345	番号	012345	番号	012345
地上走行値 (自動距離測定値)						
TVカメラ設定管径 300mm						
単位 : m						
地上実測値 (m)	走行回	I	II	III	計 (A) (A = I + II + III)	平均 (B) (B = A ÷ 3) <small>少数第3位を四捨五入</small>
	途中経過	10.00	10.03	10.09	10.10	
	20.00	19.96	20.06	19.99		
	30.00	30.07	29.97	30.04	90.08	30.03
$\frac{30.03}{30.00} \times 100 = 100.1 \quad (\text{少数第2位四捨五入})$						
<u>地上報告距離精度 100.1 (%)</u>						

(A4タテ)

管路内調査工計画書

〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者宛)

殿

東京都〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇〇株式会社
現場代理人氏名 〇 〇 〇 〇

下記作業について別添のとおり提出します。

契約番号	〇〇〇〇第〇〇〇〇号		
契約件名	〇〇区〇〇〇丁目付近管路内調査工		
契約金額	¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇)		
契約確定日	〇〇年〇〇月〇〇日	工期、履行期間 又は履行期限	契約確定の日の翌日から〇〇日間 自：〇〇年〇〇月〇〇日 至：〇〇年〇〇月〇〇日

(注)

宛先は、契約書の発注者を記入する。

(A 4 タテ)

〇〇区〇〇丁目付近管路内調査工工程表

着手年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

番号	月別 日別 工種	〇〇月		〇〇月		〇〇月		〇〇月	
		10	20	10	20	10	20	10	20
1	準備工	—————							
2	管路内洗浄工		—————						
3	テレビカメラ 調査工		22 —————						
4	展開図作成		28 —————						
5	目視調査工			—————					
6	取付管調査工		22 —————						
7	報告書作成工		28 —————						
8	後片付け					—————			

(注)

- 1 工 種 工種別総括表の内容に加え、準備工及び後片付けを記入する。
- 2 工 程 線 赤色太線とし、各工種の着手、完了予定月日が途中の場合は日付を記入する。

(A 4 タテ)

職務分担表

氏 名	職 務 内 容
○ ○ ○ ○	現場代理人
○ ○ ○ ○	主任技術者
○ ○ ○ ○	渉外責任者
○ ○ ○ ○	安全管理者、電気取扱主任者
○ ○ ○ ○	判定者
○ ○ ○ ○	オペレーター
○ ○ ○ ○	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（正）
○ ○ ○ ○	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（副）
○ ○ ○ ○	調査測定担当者
○ ○ ○ ○	事務担当者
○ ○ ○ ○	気象担当者（正）
○ ○ ○ ○	気象担当者（副）

(A 4 タテ)

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届

- 1 氏 名 ○ ○ ○ ○
- 2 技能講習修了証 労働安全衛生法による技能講習修了証
○第○○○号 ○○年○○月○○日交付
ただし、平成 16 年 3 月 31 日までに修了の方は、
2 種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了書
- 3 技能講習修了証の写し



※技能講習修了証に記載されている生年月日、住所等は黒塗りして添付する。

(A 4 タテ)

緊急連絡表

職名	氏名	緊急連絡電話番号		備考
		昼	夜	
(本社、支店等の 調査責任者)	○ ○ ○ ○			
現場代理人	○ ○ ○ ○			
主任技術者	○ ○ ○ ○			

(A 4 タテ)

下 請 負 届

〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者宛)

殿

東京都〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

下記のとおり、下請負により作業しますので届け出ます。
なお、下請負者に対する作業の調整、指導及び監督については、当社において一切の責任をもつて行います。

契 約 番 号	〇〇〇〇第〇〇〇〇号		
契 約 件 名	〇〇区〇〇〇丁目付近管路内調査工		
契 約 金 額	¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇)		
契 約 確 定 日	〇〇年〇〇月〇〇日	工期、履行期間 又は履行期限	契約確定の日の翌日から〇〇日間 自：〇〇年〇〇月〇〇日 至：〇〇年〇〇月〇〇日
下 請 負 金 額	¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇		
下 請 負 者 名	別紙記載のとおり		

(注)

宛先は、契約書の発注者を記入する。

(A 4 タテ)

下 請 負 者 一 覧 表

受注者が自ら 作業する工種		目視調査工、取付管調査工、報告書作成工						
No.	下請負に付する 工種及び数量	下請負者名 建設業許可番号	代表者名	所在地	電話 番号	契約年月日	現場責任者	下請順序 (契約先No.)
1	○○工 ○○m	○○(株) 東京都知事 登録○○号	○○○○	東京都 ○区○ 0-0-0	0000 - 0000	○年 ○月○日	○○○○	一次
2	△△工 △△m ³	△△(株) 東京都知事 登録△△号	△△△△	東京都 △区△ 0-0-0	0000 - 0000	△年 △月△日	△△△△	二次 (1)
3	□□工 □□m	□□(株) 東京都知事 登録□□号	□□□□	東京都 △区△ 0-0-0	0000 - 0000	□年 □月□日	□□□□	三次 (2)
4								
5								
6								
7								

(注)

(1) 全ての下請負者を記載する。

(2) 下請負者一覧表の下請順序欄に「一次」「二次」等を記載する。また、一次下請以外の場合は、
契約先のNo.を () 内に記載する。

(A4タテ)

完了届

年 月 日

(発注者宛)

殿

東京都〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
 〇〇〇〇〇株式会社
 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇
 登録番号T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

下記の件について、完了したので届け出ます。

契約番号	〇〇〇〇第〇〇〇〇号
契約件名	〇〇区〇〇〇丁目付近管路内調査工
契約金額	¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇)
契約確定日	年 月 日
工期、履行期間 又は履行期限	契約確定の日の翌日から〇〇日間 自：〇〇年〇〇月〇〇日 至：〇〇年〇〇月〇〇日
完了年月日	年 月 日
備考	

受付年月日	年 月 日	監督員名	
検査年月日	年 月 日	検査員名	
		契約担当者等職氏名	

監理業務受託者		担当者名	⋮
---------	--	------	---

注 1 東京都契約事務規則第 51 条の規定により検査調書を作成する場合は、「検査年月日」、「検査員職氏名」、「契約担当者等職氏名」の各欄を斜線により抹消すること。

2 「監理業務受託者」及び「担当者名」の欄は、該当がない場合は使用しない。

(A 4 タテ)

作業出来高調書

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

1	契約金額	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇
2	出来高率	〇〇%
3	今回出来高額	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇
4	出来高残額	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇

(注)

- 1 既済部分検査を受けずに完了した場合は、作業完了届に本作業出来高調書の添付を要しない。
- 2 出来高現在年月日は、完了年月日と同じとする。

(A 4 タテ)

納品書

〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者宛) 殿

東京都〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

記

- | | | |
|------------------------------|------------------|----------|
| 1 作業番号 | 〇〇〇〇第 〇〇〇号 | |
| 2 契約件名 | 〇〇区〇〇〇丁目付近管路内調査工 | |
| 3 契約金額 | ¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 | |
| 4 契約番号 | 〇〇〇〇第 〇〇〇号 | |
| 5 納品図書 | | |
| (1) 管路内調査工報告書 | | 〇部 |
| (2) 管路内調査工報告書 (ダイジェスト版) | | 〇部 |
| (3) 写真集 | | 〇冊 |
| (4) 管きよ内撮影画像(DVD-R又はCD-R) | | 〇巻 |
| (5) 管きよ内撮影画像(DVD-R又はCD-R) | | 〇巻 |
| | (ダイジェスト版) | |
| (6) 各種記録表及び調査表 (エクセル形式の電子媒体) | | 〇枚
〇部 |
| (7) 展開図帳票 | | |

(注)

1 納品図書(2)、(5)については、ミラー方式テレビカメラ調査の本管調査箇所は、提出は不要とする。

※A・Bランク異常箇所図は、提出するものとする。

2 納品図書(7)は、ミラー方式テレビカメラ調査の場合のみ提出する。

(A4タテ)

作業契約代金請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者宛)

殿

東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

(法人の場合は名称
及び代表者の氏名※)

債主登録番号 〇〇-〇〇〇〇〇〇〇

登録番号T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

下記のとおり請求します。

記

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 作業番号 | 〇〇〇〇第 〇〇〇号 |
| 2 契約件名 | 〇〇区〇〇〇丁目付近管路内調査工 |
| 3 契約金額 | ¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. - |
| 4 契約番号 | 〇〇〇〇第 〇〇〇号 |
| 5 契約年月日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 6 今回出来高額 | ¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. - (税率〇%) |
| | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -) |
| 7 今回請求額 | ¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. - |

(注)

- 債主登録番号は、東京都下水道局経理部会計課に、支払金口座登録申請書を提出し、下水道局より債務者に付与されている場合は番号を記載する。
- 宛先は、契約書の発注者を記入する。

※ 受注者氏名欄に記名の上、押印又は押印を省略する場合には以下を記載する。

[事務担当者]

所属： _____ 役職： _____ 氏名： _____ 電話番号： _____

(都職員使用欄) 押印省略時の 本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> テレビ会議	(確認者氏名)
------------------------------------	-------	--	---------

(A4タテ)

作業日報

契約番号		契約 件名		受注者			
年月日	年 月 日 曜日 天候			指示事項 報告事項			
作業内容							
1							
2							
3							
4							
5					(記事)		
(明日の作業予定)							
工種名	工程名	単位	数量	前日までの出来高	本日出来高	累計出来高	備考
管路内調査工							
報告書作成工							
確認事項 ※1	作業開始時刻	天候	気象情報 (確認時刻)			水位の確認※2 (確認時刻)	
	:		注意報:なし 警報:なし (:) (:)			cm (:)	
	作業中断時刻	作業中断時刻及び中断理由		注意報・警報の確認方法		作業中断の監督員への連絡	
	:	□注意報 □警報 □降雨 (:) (:) (:)		携帯自動受信		:	
	作業再開時刻 (作業中断時間)	作業再開条件		水位の確認※2 (確認時刻)		作業再開の監督員への連絡	
	再開時の気象情報			cm (:)		安全点検結果	
給水使用※3	センター名:			水量:			
備考							

※1 「雨天時における安全管理の強化」対象作業の場合は、確認事項を記載する。 (A4タテ)

作業中断後、再開しなかった場合は、作業再開時の欄は、記載しない。

※2 降雨の影響がない水位であることを確認した時点の水位及び時刻を記載する。

※3 給水を使用した場合、センター名、水量を記載する。

作業予定週報

契約件名

工期、履行期間
又は履行期限

受注者

〇〇月	作業内容	作業箇所	施工区分	備考
〇日(月)				
〇日(火)				
〇日(水)				
〇日(木)				
〇日(金)				
〇日(土)				
〇日(日)				

(注)

記載事項については担当監督員と協議の上決定すること。

工期に含まれない休日等に作業を実施する場合は、備考欄に理由を記載すること。

距離精度調査表

No. /

件名 ○○区○○○丁目付近管路内調査工

地上方向距離精度 100.1%

調査 路線名	地上実測値 (管きよ延長) (A)	管内走行測定 値 (管きよ延長) (B)	誤差 値 (%) (E)	補正係数 (C)	補正值 (管きよ延長) (A)又は(B)	報告書記載 値 (線路延長) (L)
1	30.00	30.10	0.3		30.10	31.00
2	40.00	40.50	1.3	0.988	40.00	40.90
3	33.60	33.70	0.3		33.70	34.60
4	50.20	50.35	0.3		50.35	51.40
5	46.80	46.95	0.3		46.95	48.15
6	48.90	(上流=20.10 下流 =27.90)48.00	-1.8	1.019	48.90	50.10
7	31.30	30.05	-4.0	1.042	31.30	32.50
8	39.10	39.20	0.3		39.20	40.10
9	39.60	39.70	0.3		39.70	40.60
10	34.25	34.35	0.3		34.35	35.40
11	41.00	41.10	0.2		41.10	42.30
12	40.00	38.50	-3.8	1.039	40.00	41.20
13	28.95	29.05	0.3		29.05	30.40
小計	503.70	501.55	—	—	504.70	518.65

注) 誤差値 : E(%)

$$E = \frac{B-A}{A} \times 100 \text{ (小数第 2 位四捨五入)}$$

| E | > 1.0 の場合

- ①補正值には A を記入
- ②L=A+人孔形状考慮

補正係数 : C

$$C = \frac{A}{B} \text{ (小数第 4 位四捨五入)}$$

| E | ≤ 1.0 の場合

- ①補正值には B を記入
- ②L=B+人孔形状考慮

※ミラー方式によるテレビカメラ調査は、展開図データを作成するため、本書類の作成を不要とする。

(A 4 タテ)

酸素、硫化水素等濃度測定記録表

受注者		測定条件	換気前・換気後
現場代理人		圧気作業 ^{※1}	有 ・ 無
契約件名		測定者	
測定日時	年 月 日 時 分	人孔番号	
測定場所		測定器名	

※2

測 点 1	イ	ロ	ハ
温 度(°C)			
酸 素 濃 度(%)			
硫化水素濃度 (ppm)			
可燃性ガス濃度 (%LEL)			
一酸化炭素濃度(ppm)			

測 点 2			
温 度(°C)			
酸 素 濃 度(%)			
硫化水素濃度 (ppm)			
可燃性ガス濃度 (%LEL)			
一酸化炭素濃度(ppm)			

測 点 3			
温 度(°C)			
酸 素 濃 度(%)			
硫化水素濃度 (ppm)			
可燃性ガス濃度 (%LEL)			
一酸化炭素濃度(ppm)			

(措置) ^{※3}

※ 本記録表は提示書類である。

※ 許容値 酸素濃度 18.0%以上、硫化水素濃度 10ppm 以下、可燃性ガス 30%LEL 未満、一酸化炭素濃度 50ppm 以下

※ 1 測定場所からおおむね 1 km の範囲内の圧気工事の有無

※ 2 現場規模、酸素欠乏空気の発生状況等に応じ、測点を記入する。図は修正して使用できる。

※ 3 測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じたときは、当該措置の概要を措置欄に記入する。

(A 4 タテ)

附 則

附則— 1 管路内調査工計画書記載要領

1 一般事項

- (1) 管路内調査工計画書は、この要領により作成する。
- (2) 様式はA4判（タテ）で横書きとし、図面は方位、縮尺及び寸法を明記して縮図の上製本する。
- (3) 管路内調査工計画書を分冊して提出するときは、分冊番号を記載する。
- (4) 表紙には、年度、作業番号、作業件名及び履行期間を記載し、受注者及び現場代理人を記載する。

2 記載事項

管路内調査工計画書に記載する事項及び順序は、以下のとおりとする。

(1) 作業概要

作業件名、作業場所、作業概要、履行期間、種目別作業内容（設計図書の概要説明に準じる。）を記す。

(2) 現場組織

ア 職務分担表

現場代理人、主任技術者、安全管理者、電気取扱主任、判定者、オペレーター、渉外責任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、調査測定担当者、事務担当者、気象担当者（正・副）及び法令等で定める主任技術者又は責任者を定め、その氏名及び職務分担を記す。

イ 緊急時（異常気象を含む。）の連絡体制を記す。

(3) 調査記録写真撮影計画

附則— 2 「作業記録写真撮影要領」に従って撮影計画を記す。

(4) 実施工程表

ア 全体及び工種別細目の実施工程表を作成する。

イ 工程表の作成方法は、原則バーチャートによる。

ウ 設計図を基に調査口数並びに施工区分別を基に作業順序及び作業期間を記す。

(5) 労務計画

実施工程表に基づき職種名別の予定員数を記す。

(6) 使用する主要な機械

ア カメラヘッド、カメラ走行車（台車）、カメラ制御装置、ケーブルドラム、カメラケーブル、モニター等の形式、性能、製造年次、機械番号等を記す。

イ テレビカメラ搭載車、高圧洗浄車、小型高圧洗浄車、タンク車等の形式、性能等を記す。

(7) 環境調査

ア 調査地域の交通、土地利用、公共施設等の環境を作業区分に合わせて調査し、その概況を記す。

イ 有害ガス、酸素欠乏空気等の発生が予想される区域を記す。

(8) 仮設備

ア 電気設備について記す。

イ 保安施設、仮締切り、仮排水、換気及び照明（位置、構造、緊急時の撤去方法等）について記す。

(9) 調査方法

調査方法は、下記の項目を記す。

ア 事前調査

イ 目視調査

ウ 管路内洗浄（洗浄方法、水圧、処理水利用計画等）

エ テレビカメラ調査

(ア) テレビカメラの地上走行距離精度

(イ) 管径毎のカメラヘッドの管中心セット手順

(ウ) 本管調査手順

(エ) テレビカメラ走行距離の補正

ただし、ミラー方式テレビカメラ調査の場合は、テレビカメラ走行距離の補正は不要とする。

(オ) 取付管調査手順

(カ) テレビカメラ走行速度等

オ 簡易テレビカメラ調査

(10) 安全管理

ア 保安要員の配置状況及び保安対策の内容について、作業帯と通路を明確に区分し、第三者が容易に進入できない計画を策定し、道路種別、工種ごと等に代表箇所を示す。

イ 社員及び労働者（下請負人を含む。）に対する安全教育の方法を記す。特に、高年齢労働者、新規入場者、外国人労働者がいる場合、必要な安全対策について示す。

ウ 人員召集・資機材調達等の体制整備について記す。

エ 管路施設への入坑作業時のガス検知器による測定や換気など、酸素欠乏、有害ガス等の対策（防止対策、保護具等）について記す。

また、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」等の必要事項を記す。

オ 管路内と地上との連絡方法について記す。

カ 作業環境にかかる特殊性をあらかじめ認識し作業内容に潜む危険因子を分析して、それに対する対応策などを記す。作業環境に係る特殊性については情報収集を十分に行う。

キ 人孔深が2m以上の人孔への入坑などの高所作業時において、対象となる箇所の確認や転落防止措置対策について記す。

ク 地震発生時の対応について記す。

ケ 気象情報入手方法、気象担当者と現場責任者との連絡方法を記す。

コ 緊急時の作業員の管内からの避難方法（連絡方法等）について記す。

サ 「雨天時における安全管理の強化」対象作業については、附則-3「雨天時における安全管理の対策」に基づき、必要な安全対策について記す。

シ 光ファイバー敷設路線の対応について記す。

ス 熱中症対策、感染症対策等の必要な安全対策について記す。

セ 予定外作業について、「計画書や作業報告書（週報、日報）等で監督員に報告している内容と変更が生じた場合」と明記し、対応手順を記す。

(11) 成果図書

成果図書は下記のとおりとする。

また、成果図書は電子媒体による納品をあわせて行う。（附則-4、附則-5参照）

(ミラー方式)

名 称	内 容	提出 部数	備 考
管路内調査工報告書	①作業目的 ②作業概要 ③案内図 ④調査箇所図 ⑤本管用管路内調査集計表 ⑥取付管用管路内調査集計表 ⑦人孔用調査集計表 ⑧ます用調査集計表 ⑨本管用調査記録表(展開図帳票) ⑩取付管用調査記録表 ⑪人孔調査記録表 ⑫公共ます調査記録表 ⑬考察	2	考察は必要に応じて調査結果から損傷の原因等について言及
管路内調査工報告書 (ダイジェスト版)	上記報告書(①、②、⑤、⑨、⑪、 ⑫を除く。)のダイジェスト版 A・Bランク異常箇所図含む。	1	A・Bランク等異常 箇所を抜粋し編集
管きよ内撮影画像 (全路線)	①本管管路内撮影画像 ②取付管管路内撮影画像	2	DVD-R 又は CD-R Windows(Windows Media Video)形式
管きよ内撮影画像 (ダイジェスト版)	取付管管路内撮影画像の ダイジェスト版	1	A・Bランク等異常 箇所を抜粋し編集
各種記録表及び 調査表		1	
写真集	①作業状況写真 ②人孔設置状況写真 ③ます設置状況写真 ④副管部状況写真 ⑤異常箇所状況写真	1	詳細は「附則-2」 を参照
展開図帳票	管路内撮影画像、展開図画像及び 異常箇所画像データベースファイル を含む展開図成果情報(電子デ ータ)	2	管渠内面展開図化 システムより作成

(ミラー方式以外のテレビカメラ調査)

名 称	内 容	提出 部数	備 考
管路内調査工報告書	①作業目的 ②作業概要 ③案内図 ④調査箇所図 ⑤本管用管路内調査集計表 ⑥取付管用管路内調査集計表 ⑦人孔用調査集計表 ⑧ます用調査集計表 ⑨本管用調査記録表 ⑩取付管用調査記録表 ⑪人孔調査記録表 ⑫公共ます調査記録表 ⑬考察	2	考察は必要に応じて調査結果から損傷の原因等について言及
管路内調査工報告書 (ダイジェスト版)	上記報告書(①、②、⑪、⑫を除く。)のダイジェスト版 A・Bランク異常箇所図含む。	1	A・Bランク等異常箇所を抜粋し編集したもの
管きよ内撮影画像 (全路線)	①本管管路内撮影画像 ②取付管管路内撮影画像	2	DVD-R 又は CD-R Windows(Windows Media Video)形式とする。
管きよ内撮影画像 (ダイジェスト版)	上記画像のダイジェスト版	1	A・Bランク等異常箇所を抜粋し編集したもの
各種記録表及び 調査表		1	
写真集	①作業状況写真 ②人孔設置状況写真 ③ます設置状況写真 ④副管部状況写真 ⑤異常箇所状況写真	1	詳細は「附則-2」を参照

(目視調査の場合)

名 称	内 容	提出 部数	備 考
管路内調査工報告書	①作業目的 ②作業概要 ③案内図 ④調査箇所図 ⑤本管用管路内調査集計表 ⑥取付管用管路内調査集計表 ⑦人孔用調査集計表 ⑧ます用調査集計表 ⑨本管用調査記録表 ⑩取付管用調査記録表 ⑪人孔調査記録表 ⑫公共ます調査記録表 ⑬考察	2	考察は必要に応じて調査結果から損傷の原因等について言及
管路内調査工報告書 (ダイジェスト版)	上記報告書(①、②、⑪、⑫を除く。)のダイジェスト版 A・Bランク異常箇所図含む。	1	A・Bランク等異常箇所を抜粋し編集したもの
管きょ内撮影画像 (全路線)	①本管管路内撮影画像 ②取付管管路内撮影画像	2	DVD-R 又は CD-R Windows(Windows Media Video)形式とする。
管きょ内撮影画像 (ダイジェスト版)	上記画像のダイジェスト版	1	A・Bランク等異常箇所を抜粋し編集したもの
各種記録表及び 調査表		1	
写真集	①作業状況写真 ②人孔設置状況写真 ③ます設置状況写真 ④副管部状況写真 ⑤異常箇所状況写真	1	詳細は「附則-2」を参照

その他、特記仕様書に定める資料等を提出する。

(取付管調査(簡易調査)の場合)

名 称	内 容	提出 部数	備 考
管路内調査工報告書	①作業目的 ②作業概要 ③案内図 ④調査箇所図 ⑤取付管用管路内調査集計表 ⑥ます用調査集計表 ⑦取付管用調査記録表 ⑧公共ます調査記録表 ⑨考察	2	考察は必要に応じて調査結果から損傷の原因等について言及
管きよ内撮影画像	取付管管路内撮影画像	2	DVD-R 又は CD-R Windows (Windows Media Video) 形式とする。
各種記録表及び 調査表		1	
写真集	①作業状況写真 ②ます設置状況写真 ③異常箇所状況写真	1	詳細は「附則－2」を 参照

附則—2 作業記録写真撮影要領

1 適用

この要領は、東京都下水道局が発注する管路内調査工に適用する。ただし、この要領に定めのないものについては、監督員の指示によるものとする。

2 撮影方法

- (1) 写真には作業件名、撮影場所、撮影年月日、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影する。
- (2) 夜間作業や暗部の撮影に当たっては、特に照明に注意して鮮明な画像等が得られるようにする。
- (3) 画像編集は原則として認めない。ただし、撮影内容を容易に確認するため、回転、パノラマ及び明るさ補正を行う場合は、監督員の承諾を得ること。
- (4) 写真は、原則として、有効画素数が100万画素以上のデジタルカメラを使用すること。また、色彩はカラーとし、大きさはL版程度とする。
- (5) その他、定めのない事項については、監督員の指示による。

3 撮影頻度

記録写真及び作業状況写真は、下表に従って撮影するとともに、当然記録に残す必要があると思われる内容についても撮影する。

	項目	撮影頻度
記録写真	人孔	全箇所（施設設置全景、人孔蓋表面・裏面、内部状況）
	ます取付管	全箇所（施設設置全景、ます蓋表面、内部状況）
	副管部	全箇所（直管及び短管の状況が確認できる写真）
	異常箇所	全箇所
	本管目視調査箇所	異常箇所の有無にかかわらず、10m程度の間隔（マーキングを含めた管口写真のほか、取付管がある箇所全て）
作業状況写真	事前調査作業	施工区分ごとに本管作業延長 300m 程度ごとに 1 箇所 （作業延長 300m 未満は 1 箇所）
	テレビカメラの地上走行距離精度	使用するテレビカメラごとに 1 回
	給水車への洗浄水の取水作業（次亜塩素酸ソーダの注入作業を含む。）	給水場所ごと及び施工区分ごとに 1 箇所
	事前洗浄作業	施工区分ごとに ・本管作業延長 300m 程度ごとに 1 箇所 （作業延長 300m 未満は 1 箇所） ・ます及び取付管作業箇所数 30 箇所程度ごとに 1 箇所（作業箇所数 30 箇所未満は 1 箇所）
	管径ごとのカメラヘッド管中心のセット	管径ごとに 1 箇所
	調査状況写真	施工区分ごとに ・本管作業延長 300m 程度ごとに 1 箇所 （作業延長 300m 未満は 1 箇所） ・ます及び取付管作業箇所数 30 箇所程度ごとに 1 箇所 （作業箇所数 30 箇所未満は 1 箇所）
	下水道施設の保護措置（管口保護を含む。）	本管作業延長 300m 程度ごとに 1 箇所 （作業延長 300m 未満は 1 箇所）
	仮締切工（土のう、止水プラグ等）	本管作業延長 300m 程度ごとに 1 箇所 （作業延長 300m 未満は 1 箇所）
	仮排水工	本管作業延長 300m 程度ごとに 1 箇所 （作業延長 300m 未満は 1 箇所）
	調査終了後の清掃作業	施工区分ごとに ・本管作業延長 300m 程度ごとに 1 箇所 （作業延長 300m 未満は 1 箇所） ・ます及び取付管作業箇所数 30 箇所程度ごとに 1 箇所（作業箇所数 30 箇所未満は 1 箇所）
	保安施設工（工事表示板及び交通誘導警備員を含む。）	道路管理区分及び施工区分ごとに ・本管作業延長 300m 程度毎に 1 箇所 （作業延長 300m 未満は 1 箇所） ・ます及び取付管作業箇所数 30 箇所程度ごとに 1 箇所（作業箇所数 30 箇所未満は 1 箇所）
	酸素及び硫化水素の濃度測定作業	本管作業延長 300m 程度ごとに 1 箇所 （作業延長 300m 未満は 1 箇所）
	安全対策（墜落防止対策等）	本管作業延長 300m 程度ごとに 1 箇所 （作業延長 300m 未満は 1 箇所）
	安全教育等の実施状況	全て
	管渠検査診断支援システムの中間確認状況	1 回
その他	監督員の指示によるもの	

4 整理方法

- (1) 写真は工程順に編集整理し、各段階の作業過程が容易に把握できるようにする。
- (2) 作業記録写真帳は、フリーアルバム又はA4版とする。
- (3) 作業記録写真帳には必要に応じて見取図又は説明をつける。
- (4) 必要に応じて印刷する場合は、プリンターはフルカラー600dpi以上のものを使用し、インク、用紙等は通常の使用条件の下で3年間程度顕著な劣化が生じないものを使用する。

5 提出物及び形式

- (1) 作業記録写真の電子媒体（DVD-R又はCD-R）の作成及び提出については、附則一5「電子媒体化作成要領」による。
- (2) 作業中における安全対策の状況写真は、作業初期に監督員に提出する。

附則—3 雨天時における安全管理の対策

- 1 受注者は、突発的な局所的集中豪雨に対しても作業の安全管理に万全を期するため、以下の作業中止基準を遵守しなければならない。気象情報については、注意報及び警報の対象を大雨、洪水のいずれかとする。
 - (1) 作業開始前
 - ア 当該作業箇所に、一滴でも雨が降っている場合、作業は開始しない。
 - イ 当該作業箇所に係る気象区域に注意報又は警報が発令されている場合、作業は開始しない。
 - (2) 作業開始後
 - ア 当該作業箇所に、一滴でも雨が降れば、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。
 - イ 当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発令された場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。
 - ウ 退避に際しては、作業中の資機材を放置する。
 - (3) 作業開始・再開の条件
作業の開始及び再開に当たっては、次の3項目の全てが確認されることを条件とする。
 - ア 当該作業箇所に雨が降っていないこと、また、当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発令されていないことが確認されること。
 - イ 管内の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらないことが確認されること。
 - ウ 作業着手前の安全確認について、作業計画書に定める事項の全てを完了すること。
- 2 受注者は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、気象担当者を指定し、当該担当者の携帯電話に、注意報及び警報の自動配信システムを配備しなければならない。
- 3 受注者は、作業員が管内から地上に、安全かつ迅速に退避するため、人命の最優先を基本とし、ブザー付き回転灯の配備、退避時の資機材放置等を盛り込んだ避難計画を作成して、作業計画書に記載しなければならない。避難計画の基本事項は、次のとおりとする。
 - ア 作業中止基準の明示
 - イ ブザー付き回転灯の配備等、退避指示の確実な伝達方法
 - ウ 退避時に放置する資機材などによる管内の状況や退避時間を考慮した退避ルートの設定及び作業着手前における退避訓練の実施方法
- 4 受注者は、不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、管内に人孔間を結ぶ救助用ロープの設置、人孔への縄梯子の設置、墜落制止用器具の装着など、適宜、作業環境に応じた対策を組み合わせ、安全対策の充実を図らなければならない。

附則—4 管路内調査工成果図書作成要領

1 一般事項

- (1) 成果図書は、この要領により作成する。
- (2) 様式はA4版(ヨコ)・横書き・左とじとし、図面等は、縮尺、寸法及び方位を明記し、製本する。
また、電子媒体報告書のDVD-R又はCD-Rでの提出は、原稿を提出する。
- (3) 表紙には年度、作業番号、作業件名、履行期間、受注者、現場代理人記名及び分冊番号を記載する。

2 管路内調査工報告書記載事項

- (1) 作業目的
作業目的を明確に記す。
- (2) 作業概要
設計数値、実施数値等を記す。
- (3) 案内図
目標になる施設名を記す。
- (4) 調査箇所図
調査対象路線と路線番号を図示する。
- (5) 本管用管路内調査集計表
本管用調査記録表に基づき「様式-1」を作成する。ただし、ミラー方式テレビカメラ調査の場合は、展開図データベースシステムにより「様式-2」を作成する。
- (6) 取付管用管路内調査集計表
取付管用調査記録表及び公共ます調査記録表に基づき「様式-3」を作成する。
- (7) 人孔用調査集計表
本管用調査記録表及び人孔調査記録表に基づき「様式-4」を作成する。
- (8) ます用調査集計表
本管用調査記録表、取付管用調査記録表及び公共ます調査記録表に基づき「様式-5」を作成する。
- (9) 本管用調査記録表
「第3章 調査工」による各種調査及び道路上現況調査に基づき「様式-6」を作成する。
ただし、ミラー方式テレビカメラ調査の場合は、展開図帳票を印刷したものとする。
- (10) 取付管用調査記録表
「第3章 調査工」による各種調査及び道路上現況調査に基づき「様式-7」を作成する。
- (11) 人孔調査記録表

「第3章 調査工」による各種調査及び道路上現況調査に基づき「様式-8」により作成する。

(12) 公共ます調査記録表

「第3章 調査工」による各種調査及び道路上現況調査に基づき「様式-9」により作成する。

(13) 考察

上記(9)及び(10)の考察は、管の破損状況、原因、進行性及び損傷状況を記載する。

※受注者は、上記(3)から(13)までの項目で、本管、取付管及び人孔の判定基準によるAランク、Bランク及び段差を含むその他の異常箇所を抽出したダイジェスト版を作成し提出する。

また、ダイジェスト版には、異常箇所の位置、名称及び内容を表す図面「A・Bランク異常箇所図」を入れること。ただし、ミラー方式テレビカメラ調査の場合は不要とする。

3 管きょ内撮影画像

(1) 調査対象全路線をDVD-R又はCD-Rに収録し、提出する。

(2) DVD-R又はCD-Rの収録に際しては、下記の内容を画面に明示する。

ア 各調査路線の冒頭画面には、管口上部の側壁にマーキングした内容を撮影し、収録を開始する。

また、タイトルは、作業件名、調査路線名、調査日、上流から下流への各人孔番号、判定者、オペレーター名及び受注者を表示し、収録する。

なお、タイトルは下記を標準とし、必ず実施箇所が分かるようにすること。

タイトル

作業件名	○○○
調査路線名	No.○○
調査日	○○○
人孔番号	No.○○ → No.○○
判定者	○○○
オペレーター名	○○○
受注者	○○○

注) 本管、取付管ともに適用する。

イ 本管テレビカメラ調査(ミラー方式以外)の画面は、調査路線名、管径、管種、上流から下流への各人孔番号(調査困難な場合は下流から上流)、ジョイント数及び調査距離を、原則として下記の例のように表示をセットし収録する。

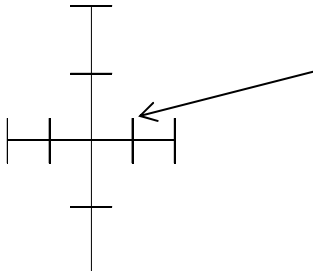
なお、損傷箇所等については、原則として、位置を矢印で示すとともに「第3章 調査

工」の3.9「判定基準」に定める異常箇所項目、ランク及び内容を画面中央に大きい文字で表示する。

また、上下左右斜め移動が可能なスケールを損傷箇所に合わせて、最も大きい箇所にて判定及び表示し、音声による説明も入れる。

- (3) ダイジェスト版については、「第3章 調査工」の3.9「判定基準」表-1、表-2によるAランク、Bランク及び段差を含むその他の異常箇所の写真を抽出し、各種集計表の抜粋と合わせて提出する。ただし、ミラー方式テレビカメラ調査の場合は不要とする。

例(ミラー方式以外)

調査路線名 No.○○○ 管径 管種 人孔番号 No.○○ → No.○○	ジョイント ○○ → ○○ 調査距離
○○○○ ○○ 	

例(取付管)

調査路線名 No.○○○ 管径 管種 ます番号 左(又は右) No.○○	ジョイント ○○ → ○○ 調査距離
○○○○ ○○	

4 写真集

附則－２「作業記録写真撮影要領」に従って撮影したものを、工程順に編集・整理して提出する。

- ア 作業状況写真
- イ 人孔設置状況写真（施設設置全景、人孔蓋表面・裏面、内部状況）
- ウ まず設置状況写真（施設設置全景、まず蓋表面、内部状況）
- エ 副管部状況写真（直管及び短管の状況が確認できる写真）
- オ 異常箇所状況写真（本管、取付管、人孔、まず及び副管部を含む。）
- カ その他、監督員の指示によるもの

5 展開図帳票

- （１）「管渠内面展開図化システム」より作成する。
- （２）管きょ内撮影画像、展開図画像及び異常箇所画像データベースファイルを含む展開図成果情報（電子データ）を作成する。
- （３）ミラー方式テレビカメラ調査のみ提出する。

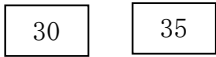
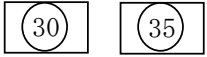
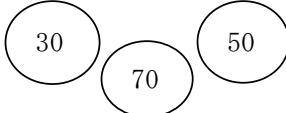
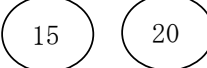





6 記入表示記号

報告書に使用する記号は、表－１の「記入表示記号」による。これ以外のものは名称及び記号を記載する。

7 完了検査

受注者は、完了検査時に「展開図データベースシステム」がインストールされたノートPCを持参し、検査員による展開図帳票及び本管用管渠内調査集計表の検査を受けるものとする。

表一1 記入表示記号

名称		記号	
管種	陶管	TP	
	鉄筋コンクリート管	HP	
	硬質塩化ビニル管	VU	
	更生管	KP	
	強化プラスチック複合管	FRP	
	現場打ち鉄筋コンクリート管	RC	
公共汚水ます	L形ます (数値はL形幅を表す、枠は細線)	L形ます 	小型L形ます 
	丸ます (数値は内径を表す、枠は細線)		小型ます 
公共雨水ます	道路排水用雨水ます		
	宅地排水用雨水ます (L形ます) (数値はL形幅を表す、枠は太線)	L形ます 	小型L形ます 
	宅地排水用雨水ます (丸ます) (数値は内径を表す、枠は太線)		小型ます 
取付管	公共ますに接続しているもの	—————	
	公共ますに未接続のもの (直取付管)	-----	
	取付管閉塞 ※調査記録表に閉塞不良の場合は、「閉塞不良」と表記すること。	————— ×	
	上記のものが確認できないもの (調査不能又は不明管など)	————— ?	

附則—5 電子媒体化作成要領

- 1 提出物の電子媒体化は、この要領に準拠して作成する。
- 2 媒体は、DVD-R（記録容量：片面一層4.7GB）又はCD-R（記録容量：650～700MB）とする。
- 3 テレビカメラ調査を実施した路線は、標準モードで収録する。
- 4 DVD-R又はCD-Rの編集は、適正かつ鮮明な画像が得られるように機器の操作を行う。
- 5 DVD-R又はCD-Rは、調査年度、作業番号、作業件名、調査路線名、整理番号等を表示する。
- 6 DVD-R又はCD-Rに収録後はファイナライズ処理をすること。
- 7 報告書、異常箇所写真集はPDF化し、路線、報告書、写真集等との検索可能な形態に整理してDVD-R又はCD-Rに収録すること。
- 8 写真の電子媒体化
 - (1) 記録画像ファイル形式は、JPEG形式（非圧縮から圧縮率1/8まで）とする。
 - (2) 撮影内容は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」（平成28年3月）に準拠した、アルバム管理ソフトで工種及び工程順に整理し、ビューアソフトを添付したXML形式で提出する。
- 9 動画の電子媒体化
 - (1) Windows（Windows Media Video形式）の映像出力に対応すること。
 - (2) 圧縮形式 MJPEG 1秒10フレームにて処理する。
- 10 電子媒体を提出する際は、必ずウイルスがないことの確認を行うこと。

成果品の場合は、ウイルスチェックに関する情報（ウイルスチェックソフト、チェック日等）を成果品に表示すること。

附則－6 光ファイバーケーブル敷設箇所における工事等の事前協議

1 適用

東京都下水道局が発注する管路内調査工に適用する。

2 目的

下水道暗きょに敷設されている光ファイバーケーブル（以下、「光F」という。）は、遠方監視制御等の東京都下水道局の業務だけではなく、民間通信事業者も利用している重要な施設であることから、断線事故等を未然に防止することを目的とする。

3 光Fの確認について

下水道管きょの作業等を実施する際は、光Fの有無を SEMIS 及び最新の光F敷設路線図で確認するとともに、事前に現場調査を行い光Fの敷設の有無を確認すること。（図面のみで光Fの有無を判断しないこと。）。

4 事前の協議・立会等

協議・立会、連絡については、「5 事務手続」に基づき、東京都下水道局施設管理部管路管理課光ファイバー担当に行う。

5 事務手続

	伝送試験	設計協議	施工協議	工事連絡表	立会
近接施工	不要	不要	不要	要	事前協議による

(1) 工事連絡表

監督員及び受注者は、事前協議に当たり、連絡先及び施工内容等を把握するため、必要事項を記入の上、「光ファイバーケーブルに関する工事連絡表」を作成しなければならない。

また、監督員は、作成した「光ファイバーケーブルに関する工事連絡表」を東京都下水道局施設管理部管路管理課光ファイバー担当へ送付しなければならない。

(2) 立会

当該作業にあたり、光ファイバーケーブルの損傷を防止する安全対策をどのように実施するのか、事前協議にて確認の上、判断する。

参 考

ます用調査集計表

路線番号	ます番号	上流人孔番号		下流人孔番号		ますの種類		蓋・縁塊等		側塊		底塊		本管側管口		公私境界側管口		清掃前のますの状態		道路管理者の種別				ますの深さ	越境の有無	写真番号	調査不能の理由等							
		メッシュ	メッシュ	メッシュ	メッシュ	丸	丸	鉄	蓋	鉄	蓋	鉄	蓋	鉄	蓋	鉄	蓋	鉄	蓋	鉄	蓋	鉄	蓋					鉄	蓋	鉄	蓋			
1		12341A	01	12341A	02																				1	鉄板が溶接されている為								
1	L1	12341A	01	12341A	02																				2									
1	L2	12341A	01	12341A	02																													
1	L3	12341A	01	12341A	02																													
1	R1	12341A	01	12341A	02																													
1	R2	12341A	01	12341A	02																													
1	R3	12341A	01	12341A	02																													
計	6					2	0	3	0	1	0	6	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0							
2	L1	12341A	02	12341A	03																													
2	L2	12341A	02	12341A	03																													
2	L3	12341A	02	12341A	03																													
2	R1	12341A	02	12341A	03																													
2	R2	12341A	02	12341A	03																													
2	R3	12341A	02	12341A	03																													
計	6					2	0	4	0	0	3	3	1	1	0	2	0	1	1	1	1	0	5	1	1	0	1	1	0	2	1	1		
合計																																		

注1：数値等で表記できる項以外は、該当する項に○等の印を記すこと。なお、蓋が化粧蓋の場合は、「蓋、縁塊等欄」の○の上に（化粧）を記入する。

注2：損傷とは、破損、クラック及び縁塊、鉄枠、側塊等の場合は、○の上に（L30、L35等）を記入する。

注3：ますの種類が「小型ますL形用」の場合は、小型とし、○の上に（L30、L35等）を記入する。

調査作業者																																																																																									
調査日時		年 月 日			: 時間			~			: 天候 ()																																																																														
人孔番号		区画	メッシュ	番号	枝	排除方式	分水	下流管排除方式																																																																																	
調査場所		区 町 丁目			番先 (目標)																																																																																				
種 別		<input type="checkbox"/> 組立 <input type="checkbox"/> コンクリート造 <input type="checkbox"/> レンガ造																																																																																							
形 状		<input type="checkbox"/> 円形90 <input type="checkbox"/> 円形120 <input type="checkbox"/> 円形150 <input type="checkbox"/> 円形180 <input type="checkbox"/> 円形200 <input type="checkbox"/> 円形220 <input type="checkbox"/> 円形 () cm <input type="checkbox"/> 矩形 (×) <input type="checkbox"/> 楕円形 (×) <input type="checkbox"/> 特殊 (×)																																																																																							
蓋		製造年度		年・不明																																																																																					
		サイズ		<input type="checkbox"/> 円形蓋: 口径 cm <input type="checkbox"/> 角蓋: 口径 cm × cm 枚																																																																																					
		コンクリート蓋		<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 旧標準 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																					
		鉄 蓋		<input type="checkbox"/> 標準 (耐スリップ) <input type="checkbox"/> 旧都型標準蓋 (文字キャップ有・無) <input type="checkbox"/> 旧蓋 (平受け) <input type="checkbox"/> 親子蓋 (耐スリップ有・無) <input type="checkbox"/> 防食蓋 <input type="checkbox"/> タイル用化粧蓋 <input type="checkbox"/> レンガ用化粧蓋 <input type="checkbox"/> L1型 <input type="checkbox"/> L2型 <input type="checkbox"/> GL型 <input type="checkbox"/> GLV型 <input type="checkbox"/> 圧力蓋 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																					
角 蓋		<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 旧標準 <input type="checkbox"/> その他 ()																																																																																							
転落防止ネット		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																																																																							
文字キャップ		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一部抜け (人孔番号 <input type="checkbox"/> 区画番号 <input type="checkbox"/> 布設年度)																																																																																							
柵		<input type="checkbox"/> 口環 <input type="checkbox"/> 鉄柵 <input type="checkbox"/> 圧力蓋用 <input type="checkbox"/> 角蓋用 (cm × cm)									高 さ																																																																														
調整部		<input type="checkbox"/> 調整コンクリート <input type="checkbox"/> 調整ブロック (cm) <input type="checkbox"/> その他 ()									cm																																																																														
床 版		<input type="checkbox"/> 円形 (cm) <input type="checkbox"/> 矩形 (cm × cm) <input type="checkbox"/> 組立矩形 (cm × cm)									cm																																																																														
側 塊		両斜壁		90 × 60 (個), 120 × 90 (個), 120 × 90 × 60 (個)									cm																																																																												
		片斜壁		90 × 60 (個), その他 ()									cm																																																																												
		組立斜壁		× (個), × (個)									cm																																																																												
		組立矩形		幅 × 長 × 高 (個), 幅 × 長 × 高 (個)									cm																																																																												
		直 壁		内径 × 高 (個), 内径 × 高 (個), 120 × 90 × 高 (個), 120 × 90 × 高 (個)									cm																																																																												
				内径 × 高 (個), 内径 × 高 (個), 内径 × 高 (個)									cm																																																																												
組立直壁		内径 × 高 (個), 管取付: 内径 × 高 (個)									cm																																																																														
立上り壁		下流管の管底までの高さ																																																																																							
レンガ造		"																																																																																							
		計 (人 孔 深)																																																																																							
既設管種・管径		上流管 管種 () 管径 mm					下流管 管種 () 管径 mm																																																																																		
		流入管 管種 () 管径 mm					流入管 管種 () 管径 mm																																																																																		
足掛金物		床版 本, 側塊 本, 立上り壁 本, レンガ造 本, その他 ()									本 計 本																																																																														
副 管		① 内・外 直管径 mm: 管種 () ・短管径 mm: 管種 () ・H = cm																																																																																							
		② 内・外 直管径 mm: 管種 () ・短管径 mm: 管種 () ・H = cm																																																																																							
		③ 内・外 直管径 mm: 管種 () ・短管径 mm: 管種 () ・H = cm																																																																																							
異常内容及び位置		蓋																																																																																							
		<input type="checkbox"/> 蓋違い <input type="checkbox"/> ガタツキ <input type="checkbox"/> 摩耗 <input type="checkbox"/> クラック・破損 <input type="checkbox"/> 蓋裏腐食 <input type="checkbox"/> 蓋開閉不能 <input type="checkbox"/> 道路下埋没 <input type="checkbox"/> ロック部・蝶番部 (破損・脱落・固着) <input type="checkbox"/> 蓋枠段差 (mm) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 異常無																																																																																							
		柵																																																																																							
		<input type="checkbox"/> 蓋当り摩耗 <input type="checkbox"/> ズレ (cm) <input type="checkbox"/> 段差 (路面下・上 cm) <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 異常無																																																																																							
		鎖																																																																																							
		<input type="checkbox"/> 切断 <input type="checkbox"/> 鎖取付はずれ <input type="checkbox"/> アンカーはずれ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 異常無																																																																																							
		<table border="1"> <tr> <th colspan="3">腐 食</th> <th colspan="3">破 損</th> <th colspan="3">クラック</th> <th colspan="3">隙 間</th> <th colspan="3">ズ レ</th> <th colspan="3">侵 入 水</th> <th colspan="3">木根侵入</th> <th colspan="3">計</th> <th rowspan="2">損傷位置※1</th> </tr> <tr> <th>A</th><th>B</th><th>C</th> <th>A</th><th>B</th><th>C</th> <th>A</th><th>B</th><th>C</th> <th>A</th><th>B</th><th>C</th> <th>A</th><th>B</th><th>C</th> <th>A</th><th>B</th><th>C</th> <th>A</th><th>B</th><th>C</th> <th>A</th><th>B</th><th>C</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> <td></td> </tr> </table>											腐 食			破 損			クラック			隙 間			ズ レ			侵 入 水			木根侵入			計			損傷位置※1	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C																												
		腐 食			破 損			クラック			隙 間			ズ レ			侵 入 水			木根侵入			計			損傷位置※1																																																															
		A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C																																																																
調整部																																																																																									
床 版																																																																																									
側 塊																																																																																									
立上り壁																																																																																									
レンガ造																																																																																									
計																																																																																									
足掛金物		<input type="checkbox"/> 異常有 (本, 本) <input type="checkbox"/> 異常無											側塊, 立上り壁																																																																												
インパート		<input type="checkbox"/> 異常有 () <input type="checkbox"/> 異常無																																																																																							
副管(内・外)		<input type="checkbox"/> 異常有 () <input type="checkbox"/> 異常無																																																																																							
消散弁		<input type="checkbox"/> 異常有 () <input type="checkbox"/> 異常無																																																																																							
【上記以外の特記事項及び上記で書き加えられない事項】																																																																																									

※1 側塊、立上り壁、レンガ造、足掛金物、副管は損傷の位置を記載

調査作業者													
調査日時													
人孔番号		区	画	メッシュ	番号	枝	人孔番号	区	画	メッシュ	番号	枝	
上流人孔						上流人孔							
調査場所		区 町 丁目 番先 (目標)											
番号	(本管下流に向 って左右の別)	左・右	左・右	左・右	左・右	左・右	左・右	左・右	左・右	左・右	左・右	左・右	
排除方式		汚水(合・分流)・雨水	汚水(合・分流)・雨水	汚水(合・分流)・雨水	汚水(合・分流)・雨水	汚水(合・分流)・雨水	汚水(合・分流)・雨水	汚水(合・分流)・雨水	汚水(合・分流)・雨水	汚水(合・分流)・雨水	汚水(合・分流)・雨水	汚水(合・分流)・雨水	
上流人孔からの距離													
種 別 (cm)	L 30・35												
	内径15・20												
	内径50・70												
蓋	特殊(形状)												
	コンクリート蓋	コンクリート・鉄	コンクリート・鉄	コンクリート・鉄	コンクリート・鉄	コンクリート・鉄	コンクリート・鉄	コンクリート・鉄	コンクリート・鉄	コンクリート・鉄	コンクリート・鉄	コンクリート・鉄	
	塩化ビニル内蓋												
	化粧用蓋	タイル・レンガ	タイル・レンガ	タイル・レンガ	タイル・レンガ	タイル・レンガ	タイル・レンガ	タイル・レンガ	タイル・レンガ	タイル・レンガ	タイル・レンガ	タイル・レンガ	
縁 塊													
鉄 枠													
調整ブロック		(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	
側 塊	高40	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	
	高20	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	
	異形	甲・乙・丙	甲・乙・丙	甲・乙・丙	甲・乙・丙	甲・乙・丙	甲・乙・丙	甲・乙・丙	甲・乙・丙	甲・乙・丙	甲・乙・丙	甲・乙・丙	
	その他(形状)												
底 塊													
底部有孔													
現場打ちコンクリート		(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	
立上り管		(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)	
ます深													
取付管	管 径	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	
	管 種												
裏管	管 径	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	(mm)	
	管 種												
異 状 内 容 及 び 位 置	直取付												
	蓋 (内蓋含む)												
	縁塊, 枠												
	鎖												
	側 塊												
	底 塊												
	継ぎ目												
	現場内コンクリート												
	インバート												
	立上り管												
	そ の 他												
	取付管口												
	裏管口												
その他特記事項 (道路管理者等の 種別)													

注) 現場打ちコンクリート (cm) については取付管の管底までの高さ。異状内容及び位置については人孔調査の例による。

(A4タテ)

管渠検査診断支援システムによる診断・補正経過記録票

調査件名	〇〇区△△町◇丁目付近外ミラー方式管路内調査工
路線名	◇◇路線
異常箇所診断結果	
補正後	

ミラーカメラによる管路内調査 「異常箇所診断、補正経過記録票」作成要領

1 作成内容（別紙 - Ⅲ 「異常箇所診断、補正経過記録票」（例）参照）

【別紙 - Ⅱ】「成果品作成フロー」における「③異常箇所診断並びに④診断結果」時に、1 スパンの任意の1か所で異常箇所診断結果及び補正結果を「異常 箇所診断、補正経過記録票」異常箇所診断結果欄、補正後欄にハードコピーする。

2 作成手順（別紙 - Ⅱ 成果品作成フロー参照）

(1) 異常箇所診断初期画面の貼り付け作成手順

- ア 「管渠検査診断支援システム」立ち上げと並行して「Microsoft Word」を立ち上げ、「異常箇所診断、補正経過記録票」様式を表示（このとき、件名欄に調査件名を記載し、以降の作業は件名入りの様式を複写して使うと件名をその都度入れなくてよい。）
- イ 「管渠検査診断支援システム」画面に戻り、「管渠検査診断支援システム」による異常箇所診断を実施
- ウ 異常箇所診断初期画面がパソコンに表示されたら、パソコンの「Print Screen」ボタンを押す。
- エ 「異常箇所診断、補正経過記録票」様式画面を表示し、様式の「異常箇所診断結果」欄に異常箇所診断の結果画面を貼り付ける。（マウス右クリック、貼り付けをクリック、貼り付け完了）

(2) 補正作業

「(管渠検査診断支援システム) 異常箇所診断実施前の初期画面に戻し、補正を行う。
(通常作業)

(3) 補正後の画面の貼り付け手順

- ア 補正後の画面をパソコンに表示
- イ パソコンの「Print Screen」ボタンを押す
- ウ 「異常箇所診断、補正経過記録票」様式画面を表示し、様式の「補正後」欄に補正後の画面を貼り付ける（マウス右クリック、貼り付けをクリック、貼り付け完了）。

◎ 注意事項

- 1) 記録票作成は、診断している路線のうち異常箇所診断結果画面（拡大画像）で異常のある診断結果画面とその補正後（診断時と同一か所）の画面を1路線に1か所無作為に抽出して作成
- 2) 補正か所については、「異常情報判定編集ダイアログ」の診断結果表示項の「確定（異常）」にチェックを必ず入れること（確定しないと、異常箇所が自動的に非表示となるため）。

成果品作成フロー

① ミラーカメラによる管きょ内撮影

管きょ内面展開図化システム

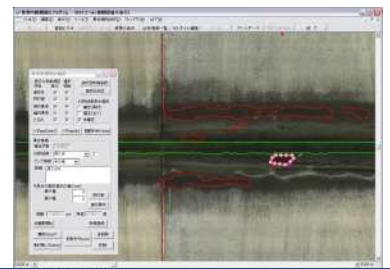
② 展開図作成

- ファイル変換
- 1スパン切り出し
- 展開図作成 (1スパン毎)

管路検査診断支援システム

③ 異常箇所診断

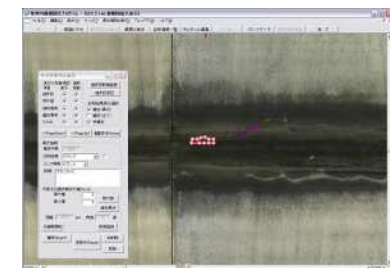
• 異常箇所診断 (ハードコピー作成)



診断情報の補正

④ 管路診断結果

• 補正後 (ハードコピー作成)

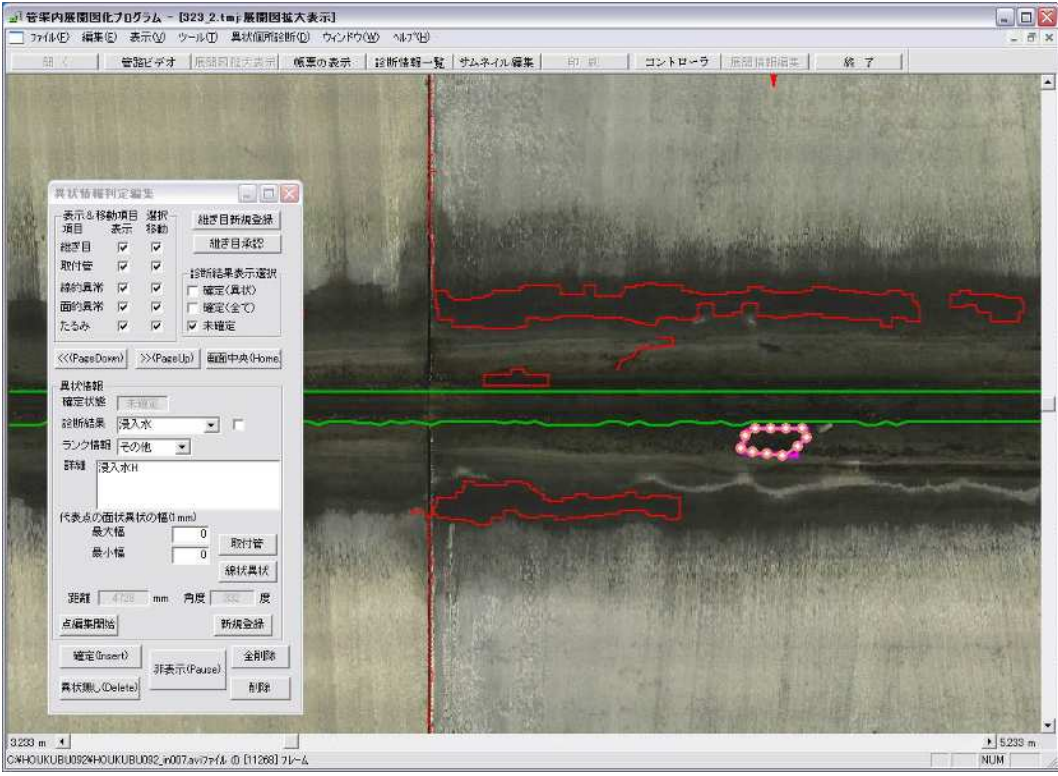
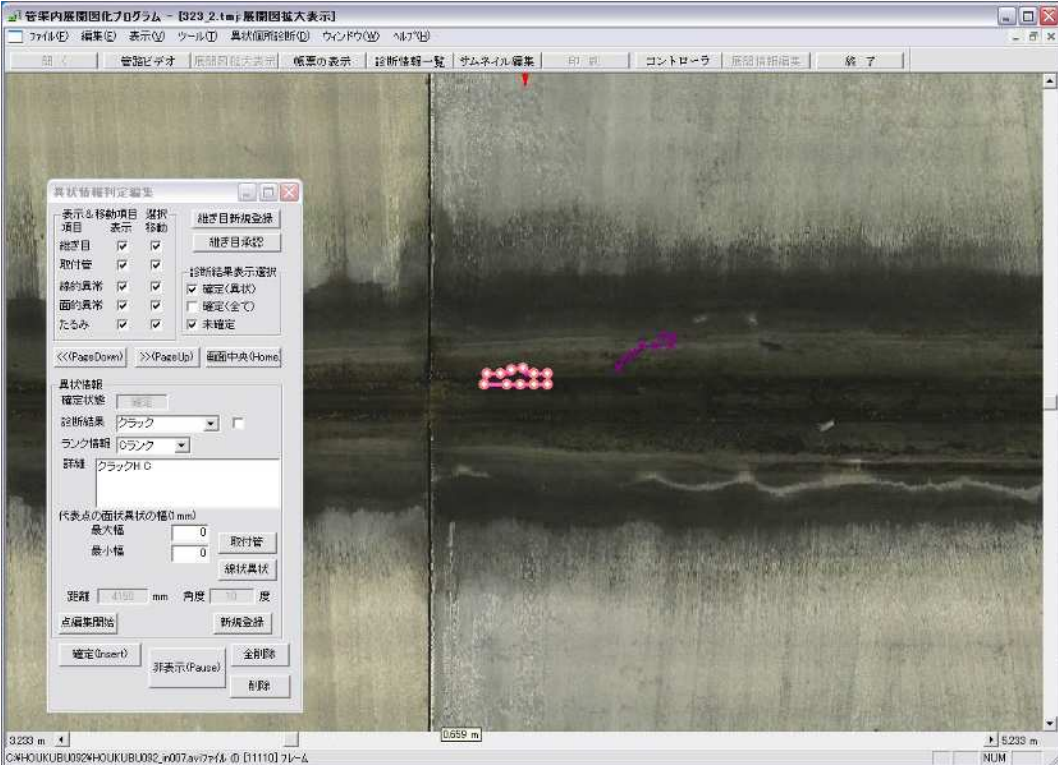


展開図データベースシステム

⑤ 成果品
(DVD 並びに紙データ)

• 帳票作成

異常箇所診断、補正経過記録票（例）

調査件名	〇〇区△△町◇丁目付近外ミラー方式管路内調査工
路線名	◇◇路線
異常箇所診断結果	
補正後	

作業請負契約書

1 件 名

2 契約金額

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥

3 履行期間

4 契約保証金

上記の作業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

発注者と受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

契約確定日

令和 年 月 日

発注者 東京都

代表者

印

受注者 住 所

氏 名

印

綴 込 確 認	
------------------	--

印 鑑 照 合	
------------------	--

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別添の図面及び仕様書（特記仕様書を含む。）をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする作業の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の作業を契約書記載の履行期間内に完了するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、履行期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 3 施行方法その他作業を完了するために必要な一切の手段（以下「施行方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(資料の貸与等)

- 第2条** 発注者は、必要があると認めるときは、資料の貸与、提示等適宜の措置を講じるほか必要な指示をすることができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条** 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第4条** 受注者は、作業の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

- 第5条** 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

- 第6条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 2 受注者は、作業の施行にあたり、自己の有する特許権等を使用する場合、その特許権等の使用料を発注者

に請求しないものとする。

3 この作業により生じた発明等の成果及び権利については、発注者と受注者とが協議して定める。

(監督員)

第7条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に対して通知しなければならない。

2 発注者は監督員に対して、この契約書の他の条項及び設計図書に定められた範囲内で受注者（現場代理人及び主任技術者を含む。）に作業を施行するために必要な指示及び承諾又は協議等の権限を与えるものとする。

(現場代理人又は主任技術者)

第8条 受注者は、現場代理人又は作業の技術上の管理を担当する主任技術者を定め、その氏名及びその他の必要事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者を変更したときも同様とする。

なお、現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

2 現場代理人又は主任技術者は、作業現場の取締りその他作業の履行に関する一切の事項を処理しなければならない。

(履行報告)

第9条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(作業関係者に関する措置請求)

第10条 発注者は、受注者の使用している者のうち、作業の施行又は管理につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る事項について決定し、その結果を発注者に通知しなければならない。

(条件変更等)

第11条 受注者は、発注者の設計図書の表示に不明確な内容があるとき、又はその作業の施行にあたり、重大な支障をもたらすと考えられる事情が生じた場合は、発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項の事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、速やかに通知できないやむを得ない理由があるときは、通知を遅らせることができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(作業の中止)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、作業を一時中止し又は打切ることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を

及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第14条 受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により履行期間内に作業を完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第15条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更等)

第16条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第17条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

3 前2項の協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(臨機の措置)

第18条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他作業の施行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第19条 完了検査に合格する前に生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 作業の施行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

第21条 発注者は、第11条から第13条、第15条、第18条又は第19条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(検査及び引渡し)

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに発注者に対して、検査の請求をしなければならない。

- (1) 作業が完了したとき
- (2) 作業の完了前において、既済部分について、発注者が検査を相当と認めたとき
- (3) その他必要があるとき

2 発注者は、前項第1号の検査（以下「完了検査」という。）の請求を受けたときは、その日から起算して10日以内に、前項第2号及び第3号に係る検査の請求を受け、その請求を相当と認めたときは、遅滞なく、それぞれ受注者の立会いを求め、検査を完了しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知の上、その立会いを求め、検査を行うことができる。

4 受注者は、前3項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、消耗又は毀損したものを原状に復する費用は、全て受注者の負担とする。

(手直し)

第23条 受注者は、前条第2項の完了検査に合格しない場合で、発注者が特に1回に限り手直しを認めたときは、発注者が指示した期間内にこれを完了しなければならない。

2 受注者は、手直しを完了したときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。この場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 発注者は、手直しが完了しないとき、又はその検査に合格しないときは、履行期間経過後の日数に応じ、受注者から遅延違約金を徴収する。この場合においては、第28条第1項及び第2項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第24条 契約代金の支払は（ ）とし、受注者は、第22条第1項第1号、第2号又は前条第2項に係る検査に合格したときに請求することができる。

2 前項の規定で1か月ごと等の部分払を定めた場合は、受注者は発注者の検査に合格した既済部分に相応する契約金額相当額の範囲内で発注者の定める金額を請求することができる。

3 特別の必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、前項で発注者の定める金額について、まとめて請求することができる。

4 発注者は、受注者から前3項の規定に基づく請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

(契約保証金)

第25条 契約保証金は、契約金額（契約金額が単価で定められているときは、予定数量に単価を乗じて得た額を契約金額として算定する。以下同じ。）が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が未払の契約金額の10分の1以上あるときは、受注者は、更なる納入を要しない。

2 発注者は、第22条第2項又は第23条第2項の完了検査に合格したとき、又は第30条第1項若しくは第31条第1項の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求により、30日以内に契約保証金を返還する。

3 発注者は、契約保証金について、利息を付さない。

(部分払代金の不払に対する作業中止)

第26条 受注者は、発注者が第24条で部分払を定めた場合の代金の支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、作業の施行を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示してその旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が作業を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第27条 発注者は、完了検査合格後の目的物に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、その修補又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が目的物の完了検査時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第28条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に作業を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、履行遅滞部分に相応する契約金額相当額につき遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第24条第4項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期間内に作業を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に作業を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、着手を遅延したとき。

(3) 正当な理由なく、第23条第1項又は第27条第1項の手直し等がなされないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反したために契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第29条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第3条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) この契約の作業を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) この契約の作業の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に債務を履行しなければ

- ば契約した目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
 - (8) 第31条第1項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
 - (9) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
 - (10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）若しくは同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令若しくは納付命令において、この契約に関して、同法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第29条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

第30条 発注者は、作業が完了するまでの間は、第29条の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、契約を解除することができる。

- 2 発注者は前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第31条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき
- (2) 第13条の規定による作業の中止期間が当初の履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が180日を超

えるときは、180日)を超えたとき。ただし、中止が作業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の作業が完了した後90日を経過しても、その中止が解除されないとき。ただし、別に定めのある場合は、この限りではない

(3) 発注者が契約に違反したために契約の履行が不可能となったとき

2 前項第2号の場合において、日数の計算は、第1条第2項の規定を準用する。

3 受注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約解除等に伴う措置)

第32条 発注者は、契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の債務について履行不能となった場合においては、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分に対して、相当と認める金額を支払うものとする。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(賠償の予定)

第33条 受注者は、第29条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第29条の2第11号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第34条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第35条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第36条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第37条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

暴力団等排除に関する特約条項（作業請負契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 発注者は、受注者が、東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年10月22日付22下経契第203号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受注者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
 - 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責を負わないものとする。
 - 4 契約書第29条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
 - 5 契約の解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

（再委託禁止等）

- 第2条 受注者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 受注者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
 - 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
 - 4 発注者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

- 第3条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく発注者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を発注者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を発注者及び管轄警察署に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受注者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
 - 4 発注者は、受注者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく発注者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

令和8年4月発行

管路内調査工標準仕様書

令和7年度

規格第3類

登録第149号

編集・発行 東京都下水道局
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03(5321)1111 内線51-771
ダイヤルイン03(5320)6603

印刷 有限会社 アテネ社
東京都渋谷区笹塚3丁目42番1号
電話03(6804)9578

